

令和7年第1回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和7年3月19日（水）午前10時開議

日程第1 意見書案第1号の一部訂正の件

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第2号 取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 取手市犯罪被害者等支援条例について

議案第6号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第7号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第9号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

議案第10号 取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について

議案第11号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

議案第12号 市道路線の認定について

日程第5 議案第14号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）

日程第6 議案第27号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第12号）

日程第7 議案第15号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第17号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第18号 令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第19号 令和7年度取手市一般会計予算

-
- | | | |
|-------|----------|-----------------------------|
| 日程第 9 | 議案第 20 号 | 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算 |
| | 議案第 21 号 | 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 議案第 22 号 | 令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 23 号 | 令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算 |
| | 議案第 24 号 | 令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算 |
| | 議案第 25 号 | 令和 7 年度取手市地方公平委員会特別会計予算 |
-
- | | | |
|--------|----------|---------------------------|
| 日程第 10 | 議案第 26 号 | 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号） |
|--------|----------|---------------------------|
-
- | | | |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 11 | 請願第 6 号 | 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書 |
|--------|---------|---------------------------------------|
-
- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 12 | 請願第 7 号 | 身近なところに図書館がある街づくりを求める請願 |
| | 請願第 8 号 | 取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願 |
| | 請願第 9 号 | 耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願 |
-
- | | | |
|--------|---------------|----------------------------------|
| 日程第 13 | 意見書案
第 1 号 | 高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書について |
|--------|---------------|----------------------------------|
-
- | | | |
|--------|--|--|
| 日程第 14 | 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会
の中間報告の件 | |
|--------|--|--|
-
- | | | |
|--------|----------------------------------|--|
| 日程第 15 | 閉会中の所管事項調査の申出及び閉会中の所管事務調査の申出について | |
|--------|----------------------------------|--|

令和7年3月17日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 加増 充子

〃 根岸 裕美子

意見書案第1号の訂正請求書

令和7年3月5日に提出した意見書案第1号「高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書」について、下記のとおり訂正したいので、会議規則第19条の規定により請求します。

記

意見書案第1号中「会議規則第14条第2項」を「会議規則第14条第1項」に訂正

令和7年3月7日

取手市議会議長 殿

取手市議会議員 久保田 真澄

一部事務組合議会の報告

茨城県後期高齢者医療広域連合議会について、令和7年2月25日付けで議員として出席した概要を報告しておりましたが、下記内容を追加して報告いたします。

記

○令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会

1. 会議開催日 令和7年2月21日
2. 内容 令和7年2月25日付けの報告内容に加え、次のとおり

議員提出議案第1号 高額療養費制度の自己負担限度引き上げの撤回を求める
意見書について

質疑はなく、2名の議員から討論があり、採決の結果、否決となりました。

(上記部分以外の内容は、令和7年2月25日付けの報告のとおりです。)

取市発第467号
令和7年3月18日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

取手市長 中村 修

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

専決処分第6号 損害賠償の額を定め和解することについて

（再発防止策）各市立学校の校長及び職員に対して、学校で徴収した金員の管理体制の見直し及び徹底に努めるよう指導しました。

専決処分第7号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該樹木について腐食の状況を検査するとともに、周辺の樹木についても調査を行い、枝の落下を未然に防ぐよう安全確認を行いました。

専決処分第8号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該案件の当事者である市職員に対しては、安全運転管理者及び所属長から、余裕を持った運転を心がけ、安全運転により一層努めるよう指導しました。

専決処分第6号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年3月14日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、学校徴収金の返還の遅延による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 別紙のとおり

2 損害の概要

取手市立戸頭小学校に在籍する児童の保護者等である相手方から学校徴収金を過大に徴収し、その返還を遅延したことにより、相手方に損害を与えたものである。

3 損害賠償額 191,064円（過失割合 市100：相手方0）

別紙

相手方住所	相手方氏名	損害賠償額 (円)
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	5, 3 8 8
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	6, 5 5 5
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2, 2 2 7
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2 2, 1 8 5
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	1 6, 2 8 2
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	5, 2 7 9
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	3 2, 7 8 4
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2, 9 5 1
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	1 8, 4 1 9
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	7 5 0
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	8, 1 6 8
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2 2, 1 6 7
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2 3, 1 1 1
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	3, 3 5 0
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2 1, 4 4 8
合 計		1 9 1, 0 6 4

専決処分第7号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年3月14日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する施設の敷地内における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年2月13日午前中、取手市立老人福祉センターあけぼの敷地内において、強風により樹木の枝が落下し、相手方所有の車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 136,500円 (過失割合 市100:相手方0)

専決処分第8号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年3月17日

取手市長 中村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年2月17日午前9時5分頃、取手市白山5丁目地先の市道において、市職員の運転する公用車が停車中の相手方所有の車両に接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 27,104円 (過失割合 市100:相手方0)

令和 7 年 3 月 6 日

取手市議会議長
岩 澤 信 殿

総務文教常任委員会
委員長 鈴木 三 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原 案 可 決
議案第 2 号	取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 3 号	取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 4 号	取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 11 号	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について	原 案 可 決
議案第 14 号	令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）（所管事項）	原 案 可 決
議案第 25 号	令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算	原 案 可 決
議案第 26 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決

令和 7 年 3 月 7 日

取手市議会議長
岩 澤 信 殿

福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真 澄

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 5 号	取手市犯罪被害者等支援条例について	原案可決
議案第 6 号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 14 号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）（所管事項）	原案可決
議案第 16 号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第 17 号	令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第 21 号	令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第 22 号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第 23 号	令和7年度取手市介護保険特別会計予算	原案可決

令和7年3月10日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

建設経済常任委員会
委員長 海 東 一 弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 7 号	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 8 号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 9 号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 10 号	取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について	原 案 可 決
議案第 12 号	市道路線の認定について	原 案 可 決
議案第 14 号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第11号）（所管事項）	原 案 可 決
議案第 15 号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）	原 案 可 決
議案第 18 号	令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決
議案第 20 号	令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算	原 案 可 決
議案第 24 号	令和7年度取手市競輪事業特別会計予算	原 案 可 決

令和7年3月17日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

一般会計予算・決算審査特別委員会
委員長 佐藤 隆 治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第19号	令和7年度取手市一般会計予算	原案可決

令和7年3月18日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

議 会 運 営 委 員 会

委員長 赤 羽 直 一

請願審査報告書

本委員会は、令和7年2月27日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件 名	審査結果	措 置
請願第 8号	取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願	不 採 択	

令和7年3月6日

取手市議会議長
岩澤 信 殿

総務文教常任委員会
委員長 鈴木 三 男

請願審査報告書

本委員会は、令和7年2月27日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第 7号	身近なところに図書館がある街づくりを求める請願	不採択	

令和7年3月10日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

建設経済常任委員会

委員長 海東 一 弘

請願審査報告書

本委員会は、令和7年2月27日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第143条の規定により報告します。

記

受付番号	件名	審査結果	措置
請願第 6号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	一部採択 請願事項1は不採択 請願事項2は採択 請願事項3は不採択	
請願第 9号	耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願	不採択	

令和7年3月18日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

議 会 運 営 委 員 会

委員長 赤 羽 直 一

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第2回市民との意見交換会における意見・要望
- 2 調査の経過 令和7年1月24日、2月21日
- 3 意 見 別紙のとおり

【議会運営委員会】 令和7年1月18日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	議会からの回答
1	「ひびき」にトイレトラック購入とあるが、購入金額の記載がない。購入金額も記載してほしい。	現在の議会報「ひびき」では、紙面のスペースを確保して全ての購入したものの金額を記載することは難しい状況です。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
2	市議会主催で、親子連れでも参加し「議会」を見学できるイベントを開催してほしい。また、議場に親子で傍聴できるスペースを確保してほしい。	親子連れで議場など議会の見学をご希望いただいた場合については、議会事務局にご相談いただければ個別に対応いたします。 また、議場で親子が傍聴できるスペースについては、今後、取手市議会の建物の建て替えや大規模改修を行う際、パーティションで防音の設備が整えられているような、親子で傍聴できるスペースをご用意できるよう努めてまいります。
3	意見交換会を各地開催希望 ・来るのが大変	開催場所についてはこれまでも様々な会場で行ってまいりました。今後もできるだけ多くの市民の皆様と意見交換を行えるよう努めてまいります。
4	副市長2名体制にした議会の評価はどうだったのか。	令和6年4月から副市長が2名体制となりました。現時点では1年を経過しておらず、ご回答は難しい状況です。改めて議会の中で議員の所感を伺えればと考えております。

令和7年3月18日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

総務文教常任委員会

委員長 鈴木 三 男

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第2回市民との意見交換会における意見・要望及び戸頭中学校3学年との協働事業で可決された議案に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和7年1月28日、2月13日、3月6日
- 3 意 見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】令和7年1月18日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	<p>市内の高校7校が一同に会して同じ日に、同じ会場で学校説明会を開催してはどうか。取手市の魅力を発信できるのでは。</p>	<p>この件につきましては、高校進学を踏まえ学校説明会を同じ日に同じ場所で行うことで、それぞれの学校の特色等を一堂に会して知ることができますが、各高校間の日程調整や運営方法、対象者等多くの調整が必要となります。</p> <p>また、市内には私立高校が2校あり、それぞれの考え方があると思われるので、そのようなところも含めて調整しつつ検討していくこととなります。</p> <p>取手市教育委員会は、市内公立小中学校を対象としていることから、公立高校に関しては県の教育委員会との連携等も必要になりますので、検討してまいりたいと考えております。</p>
2	<p>取手市立学校管理規則によれば、学校沿革誌などは永年保存しなければならないと規定されている。</p> <p>旧戸頭小学校、旧取手町立東小学校は、永山小学校に統合されたが、2つの小学校については、永年保存になっていない。</p>	<p>ご意見にありますとおり、取手市立学校管理規則では、学校沿革誌や卒業証書台帳などは永年保存することと規定されております。</p> <p>教育委員会を通じて永山小学校に確認しましたところ、ご指摘のとおり旧戸頭小学校及び旧取手町立東小学校の学校沿革誌は存在を確認することができませんでした。</p> <p>ただし、当時の地域の区長が保存されている可能性もありますが、現時点では確認されておりません。</p> <p>今後は、議会としても保存年限が規定されている文書の適切な保存・管理の徹底につきまして、改めて教育委員会に申し入れしてまいります。</p>
3	<p>グリーンスポーツセンターで特定の男性スタッフが掃除の名目で開館時間内に女子更衣室に入室してくる。運営委託先に申し出ても注意以上のことは出来かねると言われており、改善が見られない。確認希望。</p>	<p>ご意見について、執行機関を通じて指定管理者に次のとおり確認いたしました。</p> <p>開館時間内の女子更衣室の清掃は、基本的に女性スタッフが担当しておりますが、閉館時の点検確認作業においては男性スタッフが入室する場合がございます。この際には、必ず事前に声かけを行い、利用者様の退出を確認したうえで入室することがルールとなっております。</p> <p>しかし、昨年12月に同様の苦情をいただいた際、指定管理者が該当スタッフに確認したところ、閉館時間が近づき室内プールの利用者がいないため、男性スタッフが閉館時間前にもかかわらず点検確認作業を開始してしまいました。その際、女子更衣室に入室する前に声かけは行ったものの、間を置かずに入室してしまい、更衣室を利用していたお客様にご不快な思いをおかけする事案が発生しました。該当のお客様には当日、上席スタッフから「今後は開館時間内には男性スタッフが女子更衣室に入室しないよう徹底する」とのお詫びを申し上げました。</p> <p>なお、昨年から本年1月までで、その他の利用者様からの同様の苦情はございません。</p> <p>今回のご指摘を受け、担当課として指定管理者と協議し、今後は開館時間内には男性スタッフが女子更衣室に入室しないよう徹底するとともに、やむを得ず入室する必要がある場合には、</p>

		<p>事前の声かけを一層強化することを確認いたしました。</p> <p>今後も利用者様が安心してご利用いただけるよう、管理体制の改善に努めていく方針であることを確認しました。</p>
4	<p>1 子育て (1) 給食費無償化の推進</p> <p>2 市は、元日の広報で、こどもや若者に優しい社会を実現「こどもまんなか社会」で描く未来を掲載している。子育てを重視するのであれば、学校給食無償化を実現してほしい。また、議会からも発信してほしい。</p> <p>3 給食費無償化を求める。</p>	<p>給食費無償化については、取手市議会においても度々議論されているほか、今後の無償化に向けた国の動向なども各種報道がなされており、市民の多くが非常に高い関心を寄せている施策であると認識しております。</p> <p>児童生徒の保護者から徴収しております給食費は、取手市では学校給食法に基づき給食に使用する食材の購入費用に充てております。</p> <p>給食費としての歳入予算は要保護・準要保護世帯の無償分を含め、令和6年度の年間総額は約3億8,075万円になりますが、近年の物価高騰の影響から、食材購入費は約4億5,154万円の支出を見込んでおります。この差額となる約7,000万円分（1か月1人当たり約1,000円）については、保護者の皆様の負担増とならないよう給食費には反映せず、国の交付金活用や市の一般財源を補てんし、月額給食費を維持しているところです。</p> <p>そのようなことから、現時点では適切な予算措置により給食の質と量を維持しつつ、保護者の負担増を求めない対応をしていることを確認しました。</p> <p>また、給食費無償化に関する法案が国会に提出されておりますので、国による給食費無償化の動向を注視しながら議会としても取り上げていくよう考えております。</p>
5	<p>双葉地区の外国人問題。ごみの出し方など地域に居住する外国人に対してのルールづくりなど地域住民と外国人のコミュニケーションをとれるように市に旗振り役をお願いしたい。外国人に対して火事などの非常時対策を市で推進してほしい。</p>	<p>取手市では、地域住民から外国人問題に関して相談があった際には、内容をよく聞き取り、どのような対応が望ましいかを、自治会や関係各課と連携を図り、話合いの機会を設け対応しています。</p> <p>外国人へのごみの出し方の対応については、英語、中国語、ネパール語、ベトナム語、ポルトガル語の5か国語のごみの分別案内看板を配布しており、その内容は市ホームページへも掲載しております。また、外国人が通う日本語学校へ出向き、ごみの分別、出し方等の説明も行っております。また、火事などの非常時対策としては、外国語に対応するために、職員には翻訳アプリの使用を推奨するとともに、外国語に堪能な職員の把握に努め、日本語が通じない方に対し、視覚により避難誘導が可能となる大規模災害等用のピクトグラムなどを準備しております。また、外国人に対する火災予防啓発や火災等の災害対応については、市内外国人学校では毎月防災講話を実施しており、地域の防災訓練にも要望があれば講話などにより指導を行っております。しか</p>

		<p>し、いずれも市民全体への火災予防啓発活動と、要望を受けての指導が主であるため、今後、外国人に特化した対策強化の検討を始める意向を確認しました。</p> <p>議会としましては、今回いただいた双葉地区でのご要望に際し、ゴミの出し方については、改めて町会と連携を図り問題解決するよう執行部に要望いたしました。</p> <p>また、外国人とのコミュニケーションと非常時対策につきましては、外国人の方が多く居住する地域はある程度把握しているという執行部からの回答があったため、外国人学校はもとより外国人の方々が多く住む地域の町会等と連携し防災に対する指導やコミュニケーションを取れる環境づくりを推進するよう要望いたしました。</p>
6	<p>市からの地区補助金について、自治会長不在で補助金が出ないなど自治会の状況に応じて補助金が出ない。運動会の補助金も取手市と合併する以前は藤代町では出ているが今は出していない。今後復活することはあるか。このようなことも議員が旗振り役になり市民と市を繋いでもらいたい。</p>	<p>地区補助金は市政協力員の申請によりまして、市政協力員を通じて各自治会・町内会に交付しております。各自治会・町内会の会長が仮に決まらなくて不在となっていた場合であっても、市政協力員に補助金を交付しております。また、会長が不在であっても、会長の代理の方、前任の方に交付しており、地区補助金が交付されなかったということはこれまで市では確認されておられません。ただし、コロナ禍の中で、活動ができなかったため補助金が余ってしまったので戻したということがございます。仮に市政協力員がその地区で1名しかいなかった場合であっても、前任の市政協力員が決まるまでというようなルールになっており、市政協力員に対しては、必ず交付することができますので、お金が流れないということはありません。</p> <p>運動会の補助金については、藤代町との合併前に運動会に対しての補助金が出ていたかは把握できておりません。地区補助金に関しては運動会や盆踊りに使っても問題なく、地区補助金を利用して、運動会や夏祭り等様々な活用方法の検討を進めていただきたく存じます。</p>
7	<p>自治会の組織の見直しをするときがきている。特に若い人たちが会費を払ってまで自治会に入る見返りがない、役員になりたくないなどの理由で加入が減っており自治会が高齢化している。地域によっては自治会を解散するところも出ている。今後市民と行政の繋がりが崩れていく懸念がある。</p>	<p>自治会・町内会とは、その地域に住む方々が住みよい豊かなまちづくりを目指して自主的に組織・運営している地縁による団体です。あくまでも任意の団体のため、市が加入を強制することはできません。活動内容は地域ごとに様々ではありますが、地域の住民相互の連絡、環境整備、集会所の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動をされています。</p> <p>しかし一方で、高齢化などによる担い手不足や、若い世代の加入率の低下など様々な問題が発生しているのも承知しております。そのため取手市では、地域の多くの方や組織と連携し、地域の活性化に努めていただいたり、地域と行政のパイプ役として、市長より市政協力員の委嘱を行っております。</p>

	<p>コロナ禍に自治会活動をストップしていた経緯が自治会の存在意義を低下させた（なくても問題ないという意識）。自治会という組織制度を見直し、今後市民がどのように市と繋がっていくのか、新しい発想が必要ではないか、それを考えてもらいたい。市内では子ども会もなくなってきている。</p>	<p>現在、地区の市政協力員や自治会・町内会から地域の様々な相談が担当部署に寄せられた際には、関係部署への連携を行ったり、他の自治会・町内会また近隣市町村の事例等のアドバイスを行っております。今後も市民との協働によるまちづくりを進める上で、議会といたしましても他の自治体の取り組みなども参考にし、情報の発信や提案を進めてまいります。</p>
8	<p>取手魅力発信 1 東京に近く交通の便も良い、住みよい取手の魅力発信をもっと強力に進めるべき。</p>	<p>今年度、市ではシティプロモーション事業の強化として、「移住促進」のための情報提供の充実を図っております。</p> <p>具体的には、シティプロモーションサイトに11月末から新コンテンツを追加しました。移住した際の生活費をイメージできるシミュレーションや、移住者インタビューなど、市への移住を検討している方に役立てていただけるような機能を掲載しました。今後は、情報をまとめたポスターやリーフレットの配布を首都圏内の移住支援センター等を中心に広報展開していくほか、取手市民の方が市外の知り合いの方などに取手市への移住をお勧めする際にも役立てていただけることを期待しております。</p> <p>また、令和7年1月上旬から、移住された方のインタビュー動画を市公式YouTubeにて公開しております。動画を通じて、魅力あふれる取手市での生活や印象をイメージしていただけるものと考えております。さらに広範な視聴者に情報を届けるために、この動画のYouTube広告を首都圏全域をターゲットとして配信しております。</p> <p>今後も市として、まちの認知度の向上と関心を高めるとともに、移住先の候補地としての上位化を図れるよう、魅力発信の取組に力を入れていく方針であることを確認しました。</p>
9	<p>最近、凶悪な強盗事件が多発している。自治会では、「防犯の旗」を立てて一定の効果がある。防犯対策として繰り返しの啓</p>	<p>取手市では、茨城県警察と連携を密にし、犯罪情報等に関する情報共有を図り、市のホームページやSNSにより情報発信をしているほか、警察から防犯に関する意見をいただきながら、地域の見守りの目を増やし市内の治安向上と犯罪の未然防止につなげることを目的としたドライブレコーダー見守り事業、市内2か所の防犯ステーションを拠点とした児童の見守りや徒歩・青色防犯パトロール車によるパトロール、犯罪抑止や公共の安全維持等を目的とした防犯カメラ設</p>

	<p>蒙が必要。また、市と警察が連携して防犯対策に力を入れてほしい。</p>	<p>置等の各種施策を推進しております。</p> <p>また、地域の防犯の中核となっている取手市防犯連絡員協議会と協働し、地域の見守り活動、イベント会場等における防犯キャンペーンを実施しているほか、平素から、ながら見守りを実施していただけるよう要請するなど地域における防犯意識の醸成を図っております。</p> <p>議会としても、取手市と警察等が連携を図りながら、防犯対策に努めていただくように要請してまいります。</p>
<p>10</p>	<p>防災について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災士の活用について (1)市として、防災士の方にごどのように活躍してもらおうか 2 阪神・淡路大震災から30年、教訓・経験をどう伝えていくか(市民間討論など) 3 静岡では3次元点検データ バーチャル静岡(災害・事故) 取組を取り入れては。 4 市の防災計画には、プライオリティが書いていない。諸外国の防災計画には書いているので、災害が発生した場合に速やかに行動できる。 5 マンホールトイレ整備希望。有事は自治会ででもすぐに対応・設置できる。 6 避難所運営の見える化希望。実際に避難先でどんな流れになるのか想像がつきづらい。 7 防災という観点からも地域自治会がないなど地域住 	<p>お寄せいただいたご意見・ご要望につきまして、執行機関に現在の状況や今後の考えを確認しました。以下その内容を項目ごとにご報告させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災士につきましては、平常時には、ご家庭内だけでなく、地域や職場などにおいても防災に係る啓発活動を行い、災害時には自分の身を守ることはもちろんのこと、避難誘導や救出・救助活動、避難所開設時には避難所の運営に携わるなど積極的な災害対応を行っていただきたいと考えております。取手市としましては、今後、まずは市で補助金を交付した防災士資格取得者に市の防災訓練等の案内を行うなど、活動機会の提供を検討していきたいと考えております。 2 阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この震災は多くの命と財産を奪い、我々に多くの教訓と経験をもたらしました。また、これに続く熊本地震や東日本大震災、さらには能登半島地震など、我が国は度重なる大地震に直面しており、その度に防災、減災の重要性が再確認されております。 <p>現在、取手市では阪神・淡路大震災に関するイベント等は実施しておりませんが、当市も被災地となった東日本大震災のパネル展示を実施しております。今後も、発生が予想されている大地震への備えを再確認していただくよう定期的な周知を行っていきたいと考えております。</p> 3 ご紹介のバーチャル静岡は、仮想空間による3D映像となっており、仮想空間内で防災に限らず様々な分野で活用できる取組であると承知しています。 <p>現在、茨城県では指定された地点、主に各市町村の市街地のみとなっておりますが、「もしも1m程度浸水したら」を可視化した浸水想定3D動画を公開しており、取手市ホームページにおいてもご案内を行っております。</p> <p>全国の自治体などでの様々な先進的な事例について、今後も市民にとって見やすく、共感しやすい取組の情報収集を行ってまいります。</p> 4 取手市地域防災計画の基本的な構成として、震災対策編と風水害等対策編があり、それぞれ

	<p>民同士の繋がりが無い場合、市はどう対応していくのか。共助ができない現状、災害が起こってからでは遅い。</p>	<p>予防計画から始まり、応急対策計画、復旧復興計画という流れとなっております。それぞれの計画において、プライオリティの記載はございませんが、細かい対策項目の記載がございます。災害時における対策や対応は多岐にわたりますが、各分野において並行して進めていくことが大切だと考えております。</p> <p>5 マンホールトイレ整備につきましては、学校等の改修工事の際に、併せて整備を行うなど検討を行っていきたいと考えております。なお、現在行っております白山小学校の改修工事におきましては、今後マンホールトイレの整備も予定されております。</p> <p>また、災害時におけるトイレ対策の一つとしまして、市で備蓄している簡易トイレのほか、トイレトラックの新規導入と「災害派遣トイレネットワーク」の参入による他市町村からの支援などによる対応を考えております。</p> <p>6 避難所運営の見える化というところでございますが、取手市では、避難所における基本的な運営方針や生活ルール等を定めた取手市避難所運営マニュアルを作成し、ホームページにて公開しているほか、避難所運営業務担当部署において、職員向けのもを現在作成しているところでございます。避難所運営における基本的な流れとしましては、開設期間が長期化する場合や避難者数にもよりますが、主に①受付、②資機材（パーティション等）の設営、③備蓄品（食糧、保存水）の配布などがあります。</p> <p>7 災害対応においては、地域住民同士でのつながりである共助が重要な役割を担ってまいります。安全安心対策課では、地域防災力強化の一環としまして、現在、市内で自主防災組織のない地区に対し、自主防災組織の新規結成に向け、講演会を実施するなどの取組を行っており、令和6年度につきましては、未結成地区において新たに1つの自主防災組織が結成された実績があります。市では今後も引き続き、自主防災組織未結成地区の解消に向けた取組を実施していく方針です。また、未結成地区においては、その地区の防災士の方々にも災害時の大きな役割を担っていただけないかと考えております。</p>
--	---	---

【総務文教常任委員会】令和6年度戸頭中3年生との協働事業（課題事項・提案事項）

項目	中学生からの 課題事項・提案事項	調査報告及び検討事項
1	<p>○防犯グッズ購入費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害減少のため、防犯センサーやカメラなどの防犯グッズを購入した市民に対し、購入金額の一定割合を市で補助する。 ・防犯グッズ購入への補助を行うことで、防犯意識が高まり、犯罪被害の減少につながる。 	<p>ご提案いただいた防犯グッズ購入費補助事業について、執行機関に確認しましたのでご報告いたします。</p> <p>現在、市としては防犯意識の高揚や犯罪の抑止を図るため、ホームページやSNS等による情報発信、茨城県警察と連携を図りながらの街頭防犯キャンペーンの実施、市内2か所の防犯ステーションを拠点とした児童の見守りや、徒歩・青色防犯パトロール車によるパトロールの実施、市内各所への防犯カメラの設置を行っています。</p> <p>また、防犯に関する補助金に関しましては、現在、地域における犯罪を未然に防止するため、自主防犯組織の結成時に必要な反射ベスト、腕章、誘導棒などの防犯対策に係る経費を、1団体につき5万円を上限として補助しているところです。</p> <p>しかしながら、昨今の強盗事件の多発等に伴い防犯対策用品の需要が高まっておりますので、市としては、既存の防犯対策を有効的に実施、継続していくとともに、防犯カメラ等防犯設備の設置補助等について、警察等の意見を踏まえながら検討していく方針です。</p> <p>中学生の皆さんが調べていただいたとおり、取手市内の犯罪発生状況の内訳では令和6年中の刑法犯認知件数の約65%が窃盗犯となっています。</p> <p>窃盗犯としては万引きや自転車盗のほか、日常生活に密接に関係している空き巣等の住宅侵入窃盗については17件発生しており、強盗事件等に発展する可能性のあることから侵入窃盗事件の被害防止を図ることは極めて重要です。</p> <p>また、防犯グッズ購入費補助事業は自主的な防犯意識の醸成や犯罪の未然防止、そして市を挙げて防犯に取り組んでいる姿勢が様々な犯罪の抑止力になるものと大きく期待できる事業であると考えます。</p> <p>安心安全なまちづくりをしていくために、中学生の皆さんからいただいた提案を実現するべく、議会として執行機関と議論を重ねてまいります。</p>

<p>2</p>	<p>○団地空き部屋アート化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ほどよく絶妙とりで」、絶妙では人は来ない。団地の空き部屋を市がURと協力しアート化に取り組む。 ・市はURと協力して空き部屋の点検修理を行い、部屋の清掃や管理は地域住民に依頼する。 ・団地の空き部屋にとりびアートの方や東京藝術大学生の作品を展示する。 ・体験教室の部屋を設け、体験作品は季節によってテーマや材料を変える。 ・団地ごとに分野（音楽系、美術系など）を分けるとともに、新規入居者に対応するため空き部屋も残していく。 ・芸術のまちとして輝くことにより魅力が増えるほか、住民の交流機会増加による治安改善、子どもの外出機会増加につながる。 	<p>アートと連携した空き部屋対策について、素晴らしいご提案をいただき、ありがとうございます。現在のアートに関する取組状況は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「井野アーティストヴィレッジ」は、市と東京藝術大学が協力して井野団地の空き店舗をアトリエとして再利用し、芸術家に創作活動の場を提供しています。年1回開催されるオープンスタジオでは地域住民との交流を図っています。 ・2024年からの新しいUR都市機構の取組として、井野団地の空き家を活用し、4階・5階の上下階をセットにした賃貸制度「サービスフィールド（SF）付住宅」があります。4階は住居部分、共有階段を上った5階は部屋の仕切り等を取って広々とした空間となっており、入居者にはアトリエとして活用している芸術家もいます。今後も戸数を増やしていく予定と伺っております。 ・「そうぞうする団地」として、UR都市機構と取手アートプロジェクト（東京藝術大学・市民・行政が一体となって実行委員会を組織し運営するアートプロジェクト、通称TAP）が協力し、井野団地で地域の人々や芸術家等が連携し、地域の様々な人が関われる場づくりなど持続可能な仕組みづくりに取り組んでいます。空き家や団地空間のアートを生かした利活用や、団地の壁画制作等を計画しているところです。 ・高齢者福祉サービスとして、戸頭ショッピングセンターと井野団地には地域の方が主体となって運営する多世代交流拠点「お休み処」があり、誰もが気軽に立ち寄れる場となっております。井野団地にある「いこいの+Tappino」では、食と創作活動を通じた体験交流事業「アートワークショップとこども食堂」を年数回開催し、子どもたちと多世代が交流する機会を設けています。 ・取手アートプロジェクトや取手駅ビル4階にある「たいけん美じゅつ場（VIVA）」の取組で、徒歩や自転車で取手のまちを散策しながら団地や市内の壁画や作品、芸術家のスタジオを訪れるツアー等を不定期で開催し、住民がアートに親しみ体験する機会を設けています。 ・「アートのまち取手」の魅力の1つとして、「たいけん美じゅつ場」では、藝大オープンア
----------	---	--

		<p>ーカイブでの対話型鑑賞やオープンデーでの制作体験、工作室の貸出しなど体験できる機会が設けられています。</p> <p>芸術・アートを生かした市の魅力度の向上という視点は、これまで取手市が取り組み、そして培ってきた数多くの資源の活用も含め、市としても大切なことであると考えています。現在、井野団地で進めている取組につきましても、戸頭団地でも展開できるようにURに打診していくことについても取り上げてまいります。</p>
--	--	---

令和7年3月18日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第2回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和7年1月27日、2月12日、3月7日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和7年1月18日 市民との意見交換会の意見・要望調査報告

項目	意見・要望	現状（回答）
1	<p>団塊の世代が高齢化してきて担い手不足になっている。市民から意見を募って、高齢者向けのフレイル予防や、若い世代と高齢者とのコラボ、さらに若い方もウィークデーに参加しやすいイベントを通して、魅力あるまちづくりを目指してほしい。</p>	<p>団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる中で、地域活動の活力を維持・発展させるためには、世代を超えて多くの方々が楽しめるイベントの実施が必要と考えます。</p> <p>議会としても、市民の皆様が、気軽に参加し、楽しみながら地域とのつながりを感じていただける機会を提供することで、地域全体の魅力を向上させ、よりよいまちづくりを、行政とともに目指します。</p> <p>例えば、令和7年1月30日に取手ウェルネスプラザで開催した、「フレイルの日イベント」では、約150人の参加者がありました。オーラルフレイル予防の講演会に熱心に耳を傾け、介護予防体操、血管年齢測定などの体験ブースにも参加されました。</p> <p>今後も、関係団体や取手ウェルネスプラザ、かたらいの郷の指定管理者と十分に協議・連携を図り、多様な視点からの企画を進めていくよう働きかけてまいります。</p>
2	<p>かたらいの郷で特定の男性スタッフが掃除の名目で開館時間内に女子更衣室に入室してくる。運営委託先に申し出ても注意以上のことはできかねると言われており、改善が見られない。確認希望。</p>	<p>ご意見について執行機関に調査を依頼した結果、女性の利用者が脱衣場を使用中に男性スタッフが入室したとの事実は確認できませんでした。議会として執行機関を通じて施設の管理者に入浴時間中に立ち入らないことの厳格化について徹底をお願いしました。</p>
3	<p>子育て ・こどもまんなか社会の提言をどこまで実現できるか。 ・子どもを産み育てやすい街づくりを（取手で子どもを産み育てたいと思える街に！）</p>	<p>こどもまんなか社会の実現に向けて、市では様々な取組が進められています。市議会としても、市民の皆様から寄せられるご意見を含め子育て支援のニーズを的確に把握し、政策提言に反映していきます。</p>

令和7年3月18日

取手市議会議長
岩澤 信 様

福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真澄

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件名

所管事務調査「福祉部の所管に関する事項」（保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善について）

2 調査の経過

年月日	調査の内容
令和6年 3月8日	・委員会の任期中における重点調査テーマを「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」とすることに決定
6月12日	・今後の調査方法を協議
7月17日	・今後の調査方法を協議。協議の結果、保育現場の現状を把握するため、保育現場に従事する方々へのアンケート調査を実施することを決定。アンケートの内容等について協議
9月11日	・アンケートの素案を委員間で共有し、アンケートの内容及び手法について協議
10月1日～ 10月29日	・市内保育所長・園長会議にて、各施設長に対し保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善に関するアンケートへの協力を依頼の上、オンライン形式によるアンケート調査を実施
11月20日	・アンケート調査の集計結果を委員間で共有。その後、委員間で協議し、アンケートの集計結果を基に課題事項を決定。次回の委員会にて、保育行政の現状や今後の見通しなどについて執行機関へ調査することを決定
12月10日	・執行機関から保育行政の現状、市として行ってきた施策、今後の見通し等について報告があり、報告の内容や、11月20日の委員会で決定した課題事項について、執行機関へ調査を実施

年月日	調査の内容
令和7年 2月12日	・重点調査テーマについての中間報告書の素案の確認
3月7日	・中間報告書の素案を最終確認し、中間報告することを決定

3 中間報告

令和5年12月7日の福祉厚生常任委員会にて、請願第43号「保育士等の処遇改善に関する請願」を全員賛成で採択しました。それを踏まえ、令和5年12月12日に開催された令和5年第4回定例会本会議において、意見書案第6号「さらなる保育士等の処遇改善の財政措置を求める意見書」についてを福祉厚生常任委員会として提出し、全員賛成で可決され、議会として国及び茨城県に意見書を送付しました。

そして、令和6年2月15日からの新しい委員により構成される福祉厚生常任委員会としても、引き続き、市内の保育士や保育教諭・幼稚園教諭等、保育の現場に従事される方々の処遇改善を大きな課題と位置付け、今任期中における重点調査テーマと決定しました。

まずは、保育現場で実際に働かれている方々の声を聴き、現状を把握するべく、保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善に関するアンケート調査を実施しました。そしてアンケートの集計結果（別紙）を分析し、その中から浮かび上がってきた「給与・収入」・「雇用形態」・「人員配置」の3つの事項を課題事項と決定した上で、執行機関へ調査を実施しました。

執行機関でも、茨城県に対し、保育士・保育教諭等への処遇改善に関する要望書を提出し、また国に対しても保育士・保育教諭等への処遇改善と人材確保の推進等に関する要望書を提出しています。そして、令和7年度取手市一般会計予算案においては、民間保育施設等における保育士確保方策として新たに「民間保育士確保に関する経費」が設けられ、新規採用した保育士等に対する新規採用保育士等応援補助金や、長く勤続する保育士に対する保育士等勤続功労補助金の創設についての予算が計上されました。予算案が議決され、補助金の交付が実現したあかつきには、市内での保育士定着を促進することも期待されます。

今任期、重点調査テーマを委員会の審査日程に組み込んで調査を行い、委員会として保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善の状況やその在り方を、継続的に見つめてまいりました。執行機関でも国・県への要望書の提出、新たな施策の立案などを行い、共に市内保育現場に従事する方々の処遇改善のための歩みを進めています。

今後も引き続き、これらの取組の動向を注視しつつ、保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善を進めるため、委員会として、執行機関への調査を含め、調査・研究や状況の確認を進めてまいります。

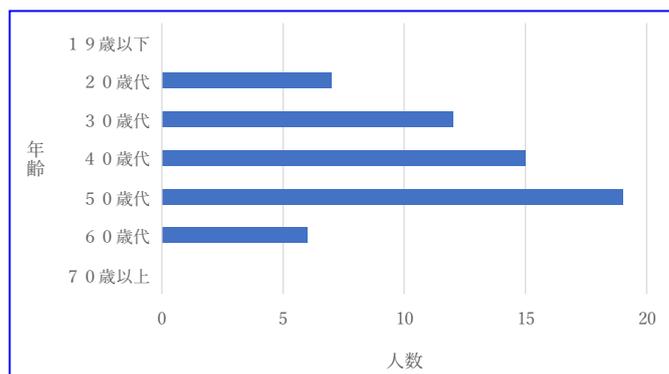
以上、福祉厚生常任委員会の任期中における重点調査テーマ「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」についての調査内容を述べ、中間報告とします。

(集計結果) 保育士や保育教諭・幼稚園教諭の 処遇改善に関するアンケート

回答数 59人

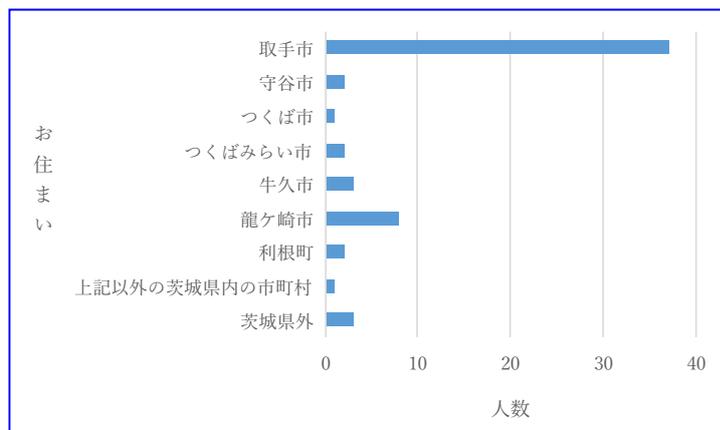
Q1 年齢を選択してください。

- 1. 19歳以下…………… 0人(0%)
- 2. 20歳代…………… 7人(11.9%)
- 3. 30歳代…………… 12人(20.3%)
- 4. 40歳代…………… 15人(25.4%)
- 5. 50歳代…………… 19人(32.2%)
- 6. 60歳代…………… 6人(10.2%)
- 7. 70歳以上…………… 0人(0%)



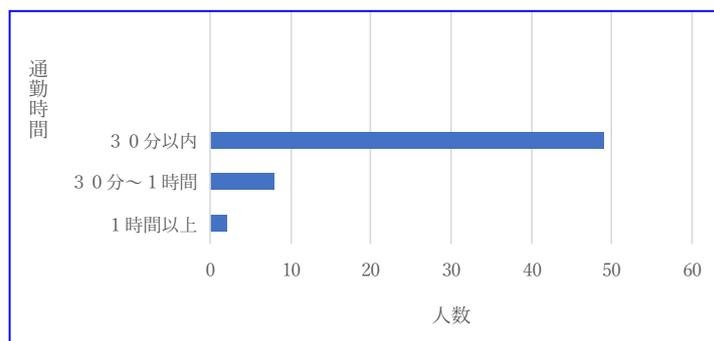
Q2 お住まいの地域はどちらですか。

- 1. 取手市…………… 37人(62.7%)
- 2. 守谷市…………… 2人(3.4%)
- 3. つくば市…………… 1人(1.7%)
- 4. つくばみらい市…………… 2人(3.4%)
- 5. 牛久市…………… 3人(5.1%)
- 6. 龍ヶ崎市…………… 8人(13.6%)
- 7. 利根町…………… 2人(3.4%)
- 8. 上記以外の
茨城県内の市町村…………… 1人(1.7%)
- 9. 茨城県外…………… 3人(5.1%)



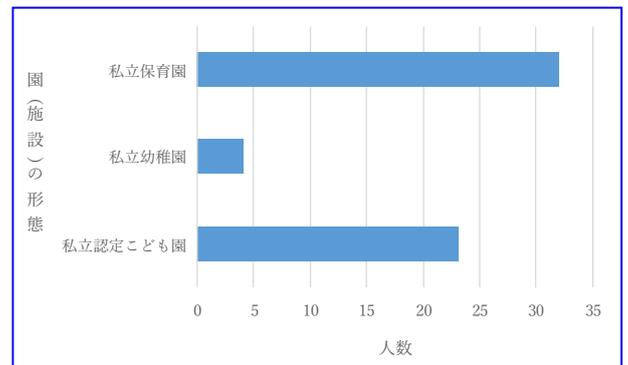
Q3 通勤時間はどれくらいですか。

- 1. 30分以内…………… 49人(83.1%)
- 2. 30分～1時間…………… 8人(13.6%)
- 3. 1時間以上…………… 2人(3.4%)



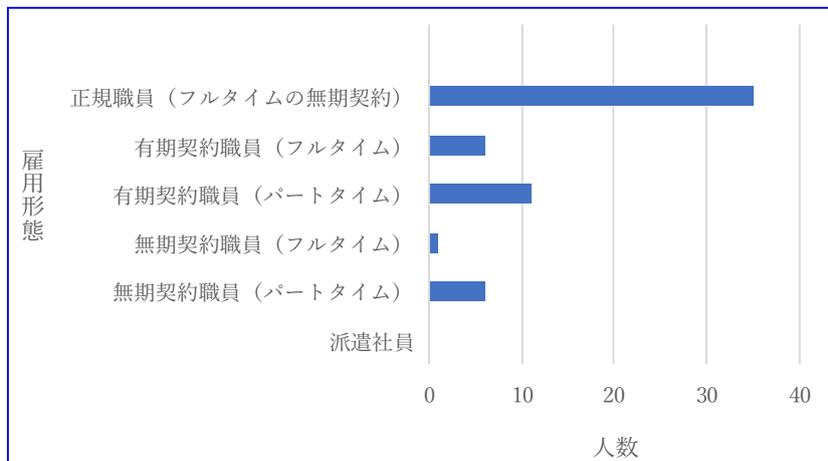
Q4 現在のお勤め先の園（施設）の形態を選択ください。

- 1. 私立保育園…………… 32人(54.2%)
- 2. 私立幼稚園…………… 4人(6.8%)
- 3. 私立認定こども園… 23人(39%)



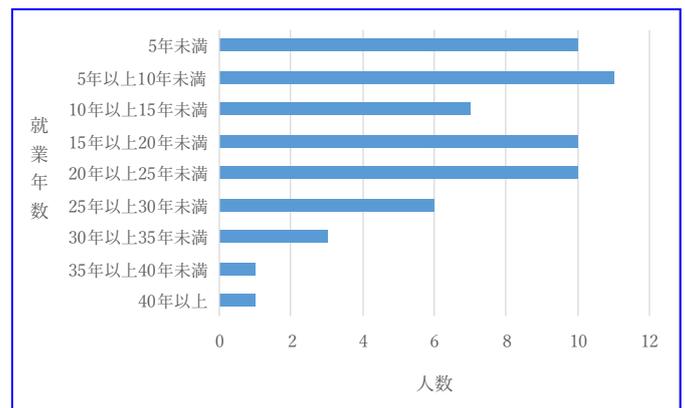
Q5 あなたの現在の雇用形態を選択ください。

- 1. 正規職員（フルタイムの無期契約）… 35人(59.3%)
- 2. 有期契約職員（フルタイム）…………… 6人(10.2%)
- 3. 有期契約職員（パートタイム）…………… 11人(18.6%)
- 4. 無期契約職員（フルタイム）…………… 1人(1.7%)
- 5. 無期契約職員（パートタイム）…………… 6人(10.2%)
- 6. 派遣社員…………… 0人(0%)



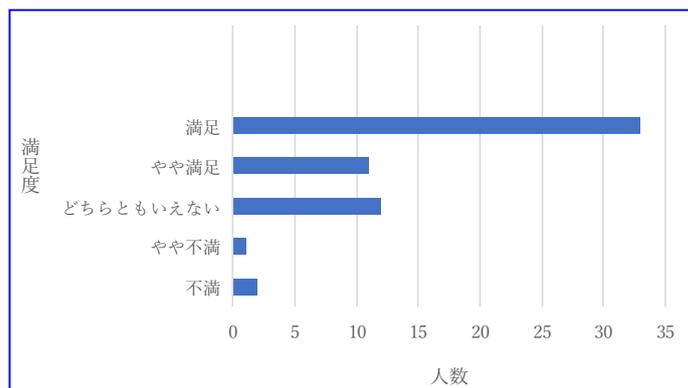
Q6 現在までの保育士・保育教諭・保育現場の職員としての就業年数はどのくらいですか。

- 1. 5年未満…………… 10人(16.9%)
- 2. 5年以上10年未満…………… 11人(18.6%)
- 3. 10年以上15年未満… 7人(11.9%)
- 4. 15年以上20年未満… 10人(16.9%)
- 5. 20年以上25年未満… 10人(16.9%)
- 6. 25年以上30年未満… 6人(10.2%)
- 7. 30年以上35年未満… 3人(5.1%)
- 8. 35年以上40年未満… 1人(1.7%)
- 9. 40年以上…………… 1人(1.7%)



Q7 現在の雇用形態（正職員・パート・派遣など）に満足していますか。

1. 満足	33人 (55.9%)
2. やや満足	11人 (18.6%)
3. どちらともいえない	12人 (20.3%)
4. やや不満	1人 (1.7%)
5. 不満	2人 (3.4%)



Q7-1 上記の選択肢を選んだ理由は何ですか。

○「満足」と回答した方の理由

- ・資格を持っているのでやりたかった
- ・不満は特にない
- ・働きやすい
- ・家庭があるため、パートがちょうどいいです。
- ・生活の安定
- ・パートの時間で働きたいから
- ・家庭の子育てとの両立をするため

○「やや満足」と回答した方の理由

- ・年齢を考えると正規社員になれただけでも満足です。
- ・まだ勤め始めたばかりなので
- ・本当は正職に就きたいが時間的に厳しいから
- ・週4で平日に休みがあり、身体もきつすぎず、仕事内容も忙しすぎないため
- ・生活のため
- ・正職員は非常勤職員より責任を負う必要があるが、その分やりがいがあるといえる
- ・フルで働いて、時間外で働くこともあるが、その割にお給料が安いと思う
- ・職員が少なく、用事があっても休みづらい

○「どちらともいえない」と回答した方の理由

- ・給料が少ない
- ・勤続年数長いのに、お給料は平均年齢以下だと思うので...
- ・給与と休暇の格差
- ・賃金が安い
- ・賃金の安さ

○「やや不満」と回答した方の理由

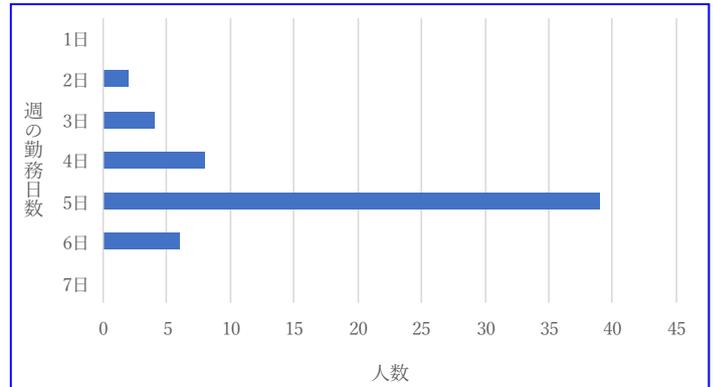
- ・お給料が安い。

○「不満」と回答した方の理由

- ・給料が安い。

Q8 現在の1週間の勤務日数を回答ください。

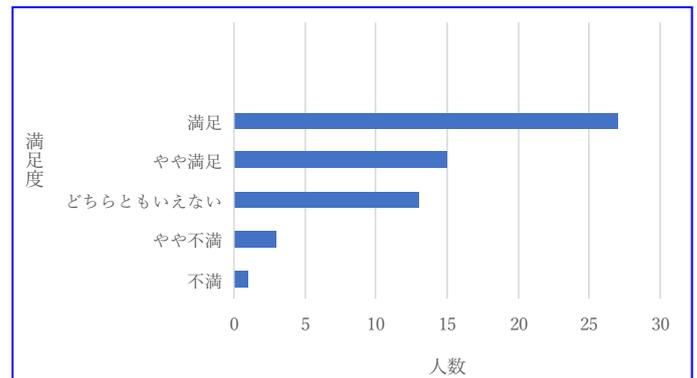
- 1. 1日…………… 0人(0%)
- 2. 2日…………… 2人(3.4%)
- 3. 3日…………… 4人(6.8%)
- 4. 4日…………… 8人(13.6%)
- 5. 5日…………… 39人(66.1%)
- 6. 6日…………… 6人(10.2%)
- 7. 7日…………… 0人(0%)



Q8-1 1週間の勤務日数についての満足度はどのくらいですか。

○全回答の満足度

- ・満足……………27人(45.8%)
- ・やや満足……………15人(25.4%)
- ・どちらともいえない……………13人(22%)
- ・やや不満……………3人(5.1%)
- ・不満……………1人(1.7%)



○「2日」と回答した方の満足度

- ・満足……………0人
- ・やや満足……………1人
- ・どちらともいえない……………1人
- ・やや不満……………0人
- ・不満……………0人

○「3日」と回答した方の満足度

- ・満足……………4人
- ・やや満足……………0人
- ・どちらともいえない……………0人
- ・やや不満……………0人
- ・不満……………0人

○「4日」と回答した方の満足度

- ・満足……………1人
- ・やや満足……………4人
- ・どちらともいえない……3人
- ・やや不満……………0人
- ・不満……………0人

○「5日」と回答した方の満足度

- ・満足……………20人
- ・やや満足……………9人
- ・どちらともいえない……8人
- ・やや不満……………1人
- ・不満……………1人

○「6日」と回答した方の満足度

- ・満足……………2人
- ・やや満足……………1人
- ・どちらともいえない……1人
- ・やや不満……………2人
- ・不満……………0人

Q8-2 上記の選択肢を選んだ理由は何ですか。

○「3日」を選択した方

【満足】

- ・これ以上多いのも疲れる

○「4日」を選択した方

【満足】

- ・身体的に週4がちょうどいい

【やや満足】

- ・自分の体力に見合っているから
- ・本当は週3回がちょうどいいと思うから。

○「5日」を選択した方

【満足】

- ・なるべく多い日数で働きたいので。
- ・土日祝は休みで、土曜日出勤したら振り替えで休めるので！
- ・土日は家庭優先なため

【やや満足】

- ・休みをきちんと頂けているので
- ・シフト制のため
- ・土曜日も出るときがあると週6日働いているので、平日1日お休みをもらえたらありがたい（担任をしていると平日に休むのは実質的に厳しいと思う）

【どちらともいえない】

- ・休日は多い方がよい

【不満】

- ・体力的に疲れる

○「6日」を選択した方

【やや満足】

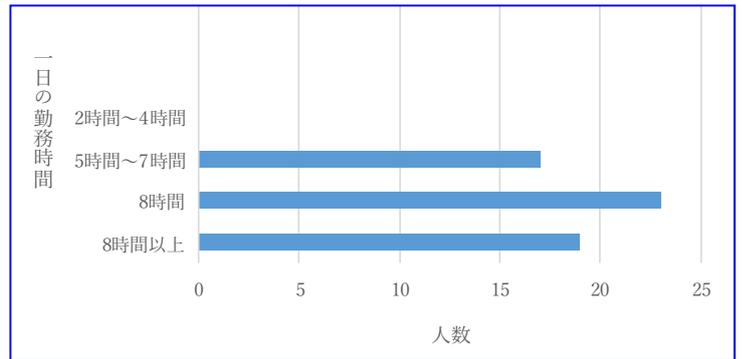
- ・やりがいはあるが、数人のために毎週土曜日に勤務をしないと行けないのは負担。

【やや不満】

- ・働くのが大変
- ・自分の時間が少ない

Q9 1日の勤務（実務）時間は何時間ですか。

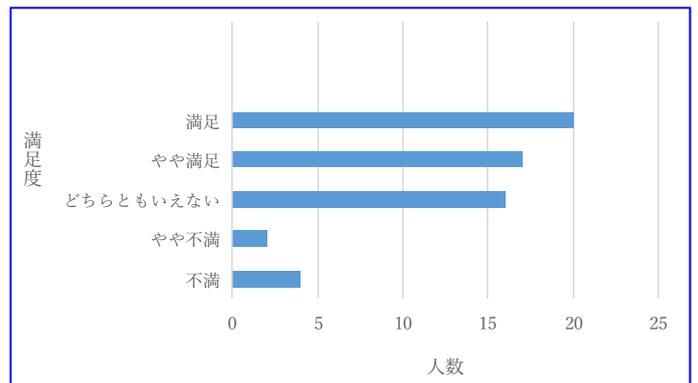
- ・ 2時間～4時間…… 0人(0%)
- ・ 5時間～7時間…… 17人(28.8%)
- ・ 8時間…… 23人(39%)
- ・ 8時間以上…… 19人(32.2%)



Q9-1 1日の勤務時間についての満足度はどのくらいですか。

○全回答の満足度

- ・ 満足……20人(33.9%)
- ・ やや満足……17人(28.8%)
- ・ どちらともいえない……16人(27.1%)
- ・ やや不満……2人(3.4%)
- ・ 不満……4人(6.8%)



○「5時間～7時間」の方の満足度

- ・ 満足…… 7人
- ・ やや満足…… 6人
- ・ どちらともいえない…… 4人
- ・ やや不満…… 0人
- ・ 不満…… 0人

○「8時間」の方の満足度

- ・ 満足…… 10人
- ・ やや満足…… 9人
- ・ どちらともいえない…… 4人
- ・ やや不満…… 0人
- ・ 不満…… 0人

○「8時間以上」の方の満足度

- ・満足…………… 3人
- ・やや満足…………… 3人
- ・どちらともいえない…………… 8人
- ・やや不満…………… 1人
- ・不満…………… 4人

Q9-2 上記の選択肢を選んだ理由は何ですか。

○「5時間～7時間」を選択した方

【満足】

- ・自分の体力に見合っているから
- ・無理なく勤務できているから。
- ・これ以上は疲れる

【やや満足】

- ・できれば、もう少し長い時間にしたい
- ・ちょうどいいから

○「8時間」を選択した方

【満足】

- ・常勤時間でちょうどよい
- ・子どもを留守番させてるため

【やや満足】

- ・週4で平日に休みがあり、身体もきつすぎず、仕事内容も忙しすぎないため
- ・定時でほとんど帰れるので
- ・多少なりともやりがいを感じている

○「8時間以上」を選択した方

【やや満足】

- ・やりがいがある
- ・子どものために、また、自身のやりたい保育を実現するためには長時間の勤務になるのは仕方ないと感じる。しかし、報告物等が多く大変である

【どちらともいえない】

- ・定時で帰宅は難しいですね…
- ・行事があるときはやる事が終わるまで帰れないときがある
- ・残業をするのが普通、という雰囲気が好きではない。ただ休憩無しで頑張れば定時に帰れる（ほとんどの日は不可能）ためどちらともいえない。
- ・残業が普通、みたいな雰囲気が好きではない。ただ、休憩無しで頑張れば定時に帰れるときがあるため、どちらともいえない。

【やや不満】

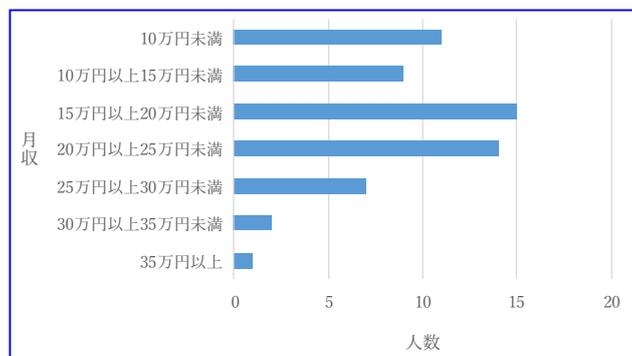
- ・人員が足りず仕事が終わらないので致し方ないと理解しているが、身体的にはつらい。

【不満】

- ・ 残業しても給与が低い
- ・ 残業代が出ないから
- ・ 定時には仕事が終わらず残業していることが多い。さらにその残業代が出ないため。

Q10 収入は月にどれくらいですか。

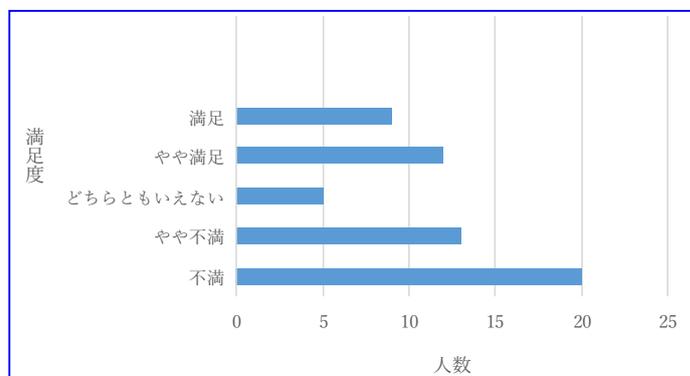
1. 10万円未満…………… 11人(18.6%)
2. 10万円以上15万円未満… 9人(15.3%)
3. 15万円以上20万円未満… 15人(25.4%)
4. 20万円以上25万円未満… 14人(23.7%)
5. 25万円以上30万円未満… 7人(11.9%)
6. 30万円以上35万円未満… 2人(3.4%)
7. 35万円以上…………… 1人(1.7%)



Q10-1 現在の月給に満足していますか。

○全回答の満足度

- ・ 満足…………… 9人(15.3%)
- ・ やや満足…………… 12人(20.3%)
- ・ どちらともいえない… 5人(8.5%)
- ・ やや不満…………… 13人(22%)
- ・ 不満…………… 20人(33.9%)



○「10万円未満」の方の満足度

- ・ 満足…………… 3人
- ・ やや満足…………… 4人
- ・ どちらともいえない… 2人
- ・ やや不満…………… 1人
- ・ 不満…………… 1人

○「10万円以上15万円未満」の方の満足度

- ・ 満足…………… 0人
- ・ やや満足…………… 2人
- ・ どちらともいえない… 1人
- ・ やや不満…………… 1人
- ・ 不満…………… 5人

○「15万円以上20万円未満」の方の満足度 ○「20万円以上25万円未満」の方の満足度

- ・満足…………… 1人
- ・やや満足…………… 1人
- ・どちらともいえない…… 1人
- ・やや不満…………… 4人
- ・不満…………… 8人

- ・満足…………… 3人
- ・やや満足…………… 1人
- ・どちらともいえない…… 0人
- ・やや不満…………… 5人
- ・不満…………… 5人

○「25万円以上30万円未満」の方の満足度 ○「30万円以上35万円未満」の方の満足度

- ・満足…………… 1人
- ・やや満足…………… 3人
- ・どちらともいえない…… 1人
- ・やや不満…………… 1人
- ・不満…………… 1人

- ・満足…………… 0人
- ・やや満足…………… 1人
- ・どちらともいえない…… 0人
- ・やや不満…………… 1人
- ・不満…………… 0人

○「35万円以上」と回答した方の満足度

- ・満足…………… 1人
- ・やや満足…………… 0人
- ・どちらともいえない…… 0人
- ・やや不満…………… 0人
- ・不満…………… 0人

Q10-2 上記の選択肢を選んだ理由は何ですか。

○「10万円未満」を選択した方

【やや満足】

- ・本当はもっと欲しいが家庭が旦那の扶養内で勤務する形なので仕方ないです。

【どちらともいえない】

- ・時給がもう少し上がってくれるといい
- ・時給が上がっても、扶養の範囲でやってるのでなんとも言えない

【不満】

- ・安すぎる

○「10万円以上15万円未満」を選択した方

【やや満足】

- ・短い時間なので。

【やや不満】

- ・賃金の低さ

【不満】

- ・正職員と同等もしくはそれ以上の仕事内容なため。

○「15万円以上20万円未満」を選択した方

【どちらともいえない】

- ・以前より改善されたのはいいが、勤務7年目でいまだに手取りが20万円未満なのがやりがいを感じない。

【やや不満】

- ・独り親での生活は厳しいです
- ・物価が高いのでもう少し給料も上がってもらわないと家計が厳しい！
- ・時給をもっと上げて欲しい。正職員と比べて給料が低すぎる
- ・仕事の大変さから言うと安いと思う
- ・以前より改善はされてはいるが、勤務7年目にして手取りが20万円未満なところは不満がある。

【不満】

- ・お給料が少ない
- ・保育士正社員歴13年なのに18万しか手取りがないから
- ・家族を養うには足りない
- ・仕事内容と給与が合っていないと感じるから
- ・もっと手取りで、25万円以上頂きたい
- ・多くの命を毎日精神を使い預かり、持ち帰りの仕事も多い。仕事の内容と給料が合っていない。
- ・勤務時間と責任の度合いを考えるとお給料が安すぎます。

○「20万円以上25万円未満」を選択した方

【やや不満】

- ・頑張っていない人のほうが給料が多いことが謎。年数で決めるのではなく、実力で決めてほしいところもある
- ・責任が重い割には少ないと感じる
- ・東京、千葉に通勤できるので、それと比べてしまう

【不満】

- ・安すぎる
- ・勤続年数が長いので、他の地域ならもう少しもらえるのかな... と考えることはあります
- ・他県の同じ職種の収入金額と比較すると明らかに少ない。
- ・手取りでそのQ10の下の金額です。少なくても一人暮らしできないですし、仕事量、責任の大きさと金額が見合っていないと思います。

○「25万円以上30万円未満」を選択した方

【やや満足】

- ・上を見たらきりがないため

【どちらともいえない】

- ・仕事内容や拘束時間を考えるともう少し検討していただきたい。

【不満】

- ・物価も上昇している中、給料は上がらない。基本給が上がらないから、色々手当など付けてほしい

○「30万円以上35万円未満」を選択した方

【やや不満】

- ・勤務時間や負っている責任に対して賃金が低いと感じる

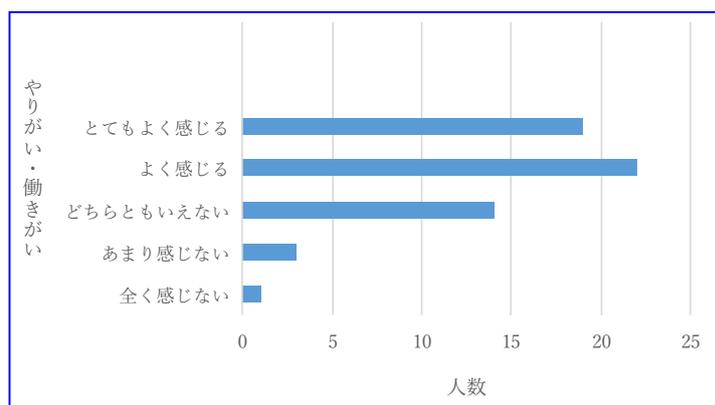
○「35万円以上」を選択した方

【満足】

- ・労働時間に合っている

Q11 保育士・保育教諭・幼稚園教諭・保育現場の職員としてのやりがい・働きがいを感じますか。

1. とてもよく感じる…… 19人(32.2%)
2. よく感じる…… 22人(37.3%)
3. どちらともいえない… 14人(23.7%)
4. あまり感じない…… 3人(5.1%)
5. 全く感じない…… 1人(1.7%)



Q11-1 上記の選択肢を選んだ理由は何ですか。

○「とてもよく感じる」を選択した方

- ・保育の面白さを知っているから。他の職業では得られないであろうやりがいがあるから
- ・保育園で働きたいと思っていたので。
- ・子ども、保護者、職員間、毎日が違うことにやりがいを感じる
- ・幼稚園教諭が天職だと思っているから
- ・子どもたちの成長を見れて楽しいです
- ・乳幼児期の保育、教育は本当に必要かつ重要だと認識しているため。
- ・やりがいはとてもありますし、子どもたちと過ごせることに感謝しかないです。

○「よく感じる」を選択した方

- ・保育が好きなため
- ・子どもたち、職場の仲間に元気をいただいている
- ・子どもと関わることで、かわいい、楽しいことが多くて、子どものよいところを引き出してあげたいと心がけている
- ・楽しいから
- ・責任を持って、子どもたちをしっかりと見れることや、職員同士の環境が良いから
- ・子どもたちとの楽しい時間を過ごせて、成長を見られるのはとてもやりがいを感じる

○「どちらともいえない」を選択した方

- ・子どもは好きだがなかなか時間に帰れずしんどい

- ・園の方針と職員の人数が見合っていないため、苦痛を感じる。現場職員間で、よりよい保育をするための情報共有がされていないこともあり、やりにくさを感じることもある。
- ・上を見たらきりがないため
- ・子どもたちと毎日過ごすことは色々な成長を見ることができやりがいを感じるが、給料は他の職業に比べてかなり低い。

○「あまり感じない」を選択した方

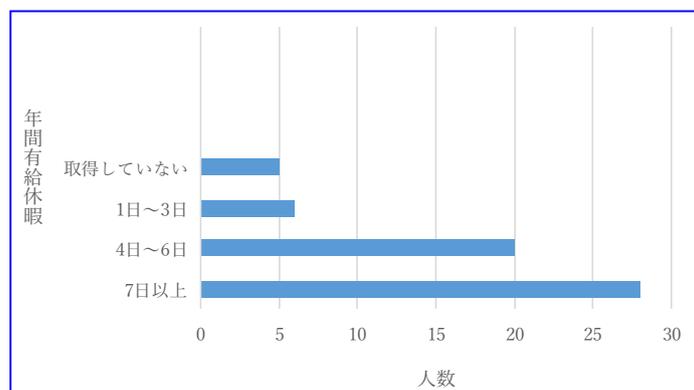
- ・やりがいより、しんどい方が大きい

○「全く感じない」を選択した方

- ・国や市が保護者支援をうたいすぎて、保護者の立場が上で、先生の立場が下になってしまっていて、子どもの指導も何もできない現状で全くやりがいを感じない

Q12 この1年間の有給休暇の取得状況を回答ください。

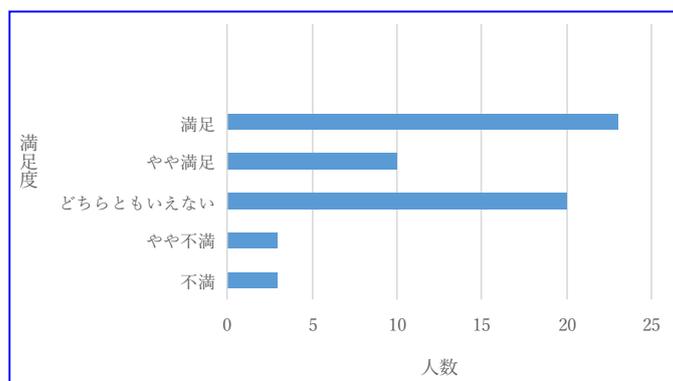
1. 取得していない… 5人(8.5%)
2. 1日～3日… 6人(10.2%)
3. 4日～6日… 20人(33.9%)
4. 7日以上… 28人(47.5%)



Q13 有給休暇の取得についての満足度はどれくらいですか。

○全回答の満足度

- ・満足… 23人(39%)
- ・やや満足… 10人(16.9%)
- ・どちらともいえない… 20人(33.9%)
- ・やや不満… 3人(5.1%)
- ・不満… 3人(5.1%)



○「取得していない」方の満足度

- ・満足…………… 0人
- ・やや満足…………… 0人
- ・どちらともいえない…… 4人
- ・やや不満…………… 1人
- ・不満…………… 0人

○「1日～3日」の方の満足度

- ・満足…………… 0人
- ・やや満足…………… 1人
- ・どちらともいえない…… 4人
- ・やや不満…………… 0人
- ・不満…………… 1人

○「4日～6日」の方の満足度

- ・満足…………… 4人
- ・やや満足…………… 2人
- ・どちらともいえない…… 10人
- ・やや不満…………… 2人
- ・不満…………… 2人

○「7日以上」の方の満足度

- ・満足…………… 19人
- ・やや満足…………… 7人
- ・どちらともいえない…… 2人
- ・やや不満…………… 0人
- ・不満…………… 0人

Q13-1 上記の選択肢を選んだ理由は何ですか。

○「取得していない」を選択した方

【どちらともいえない】

- ・まだ勤めたばかりで、有給休暇がないので。
- ・まだもらってない

○「1日～3日」を選択した方

【どちらともいえない】

- ・勝手に有給を使われているから
- ・自分の都合で休むと他の人に迷惑になるし、やらなくてはならないことが終わらなくなるので、あまり休めない

○「4日～6日」を選択した方

【満足】

- ・他の日にも休めているから。

【どちらともいえない】

- ・有給といっても、我が子の体調不良で消えているから満足度は低い
- ・取得していいと言われてはいますが、なんとなく取得しづらい雰囲気がある。
- ・有給を全て取りきれない
- ・もう少し休みが欲しい

【やや不満】

- ・人がいないので休めない
- ・保育教諭が少ないので、自由に休みが取れない

【不満】

- ・人員不足のため休暇は著しく取りにくい。付与された有給休暇を毎年無駄に捨てているのが現状。

○「7日以上」を選択した方

【満足】

- ・法定通りに取得できるため
- ・希望した休みを取れるので、不満はない。
- ・職員が多いため、休みやすい。
- ・今の園は休みが取りやすい
- ・自分で有給を確認して、入れたい時に入れられるので
- ・有給を取りやすい環境だから
- ・きちんと、有給が使えるから

【やや満足】

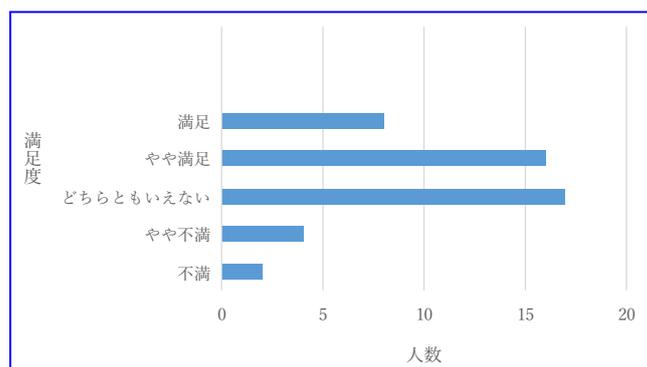
- ・年間の付与数が少ない
- ・家庭を優先にしてくれる。ただ、人数が足りないため早く休みが取れるかは悩むことが多い。
- ・休みやすい職場ではありますが日数が増えたら嬉しいです。

Q14 仕事と子育てや介護の両立についての満足度はどのくらいですか（子育てや介護をされている方のみ）。

（47人回答）

- ・満足…………… 8人(17%)
- ・やや満足…………… 16人(34%)
- ・どちらともいえない… 17人(36.2%)
- ・やや不満…………… 4人(8.5%)
- ・不満…………… 2人(4.3%)

※無回答…………… 12人



Q14-1 上記の選択肢を選んだ理由は何ですか。

○「満足」と回答した方の満足度

- ・とても勤めやすい職場のため。
- ・介護をしながらも、必要な時にお休みをいただけたりするので（職員の協力や理解があり）、助かりました。
- ・希望通りに休めるので、子育ても介護も両立できる。

○「やや満足」と回答した方の満足度

- ・優遇はされていると感じる
- ・家庭が楽しい
- ・比較的、融通が利くため。

○「どちらともいえない」と回答した方の満足度

- ・職員数が厳しいため休めない
- ・体力的にも大変だが、自分の娘が支援児なので家庭でも大変なので仕事場が癒しになっている！
- ・自分の時間が欲しい

- ・なかなか子育て、介護と一緒に仕事をするのは難しいと思う

○「やや不満」と回答した方の満足度

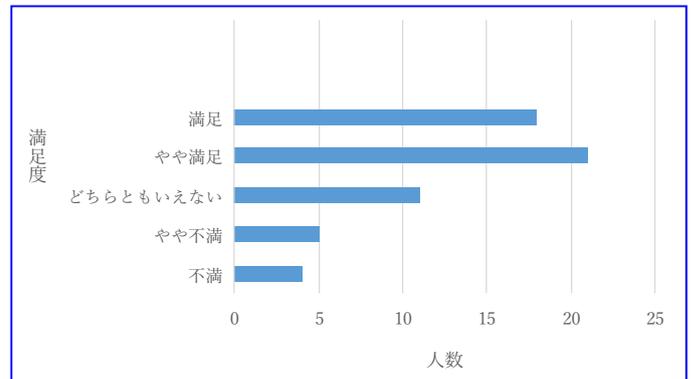
- ・人手が足りず、お休みを取りにくいことがある。仕方ないことだが、この仕事をしていると後回しにしないでほしいこともあると感じる
- ・自分の子どもとの時間が取りにくい
- ・人手が少ないので子どもが具合悪くなくても休みにくい
- ・小学生の子どもを家に残して働いているので、遅い時間の帰宅になると子どもに申し訳ない。

○「不満」と回答した方の満足度

- ・自分の遅番をしてしまうと息子の保育園の預かり時間に間に合わない。でも遅番をやらなさいといけなくて無理を感じている

Q15 現在の職場環境についての満足度はどのくらいですか。

- ・満足…………… 18人(30.5%)
- ・やや満足…………… 21人(35.6%)
- ・どちらともいえない… 11人(18.6%)
- ・やや不満…………… 5人(8.5%)
- ・不満…………… 4人(6.8%)



Q15-1 上記の選択肢を選んだ理由は何ですか。

○「満足」と回答した方の満足度

- ・園長先生はじめ、職員の方々がとても良い人ばかりなので
- ・家から近いこと。この仕事が好きなこと
- ・職員間も仕事も充実している。
- ・人間関係がよく、急な休みにも快く対応してくださるため。職員も子どもたちも保護者も温かいです。
- ・給料の面以外では、雰囲気もよく働きやすい
- ・人間関係や雰囲気など環境はとてもよいと思います
- ・大人が多いため子どもに目が届くのと、大人が多いことで有給が取りやすい。
- ・職員全員仲が良いから

○「やや満足」と回答した方の満足度

- ・人間関係は良好だが、職員の「良い先生になりたい」「成長しよう」という意欲が低いと感じる
- ・家の持ち帰りが少しある。仕事にきりが無い(いろいろとやりたくなるので自分の問題ですが)
- ・人間関係が良く、何でも話せる環境だから

- ・周りの人がいい
- ・職場の雰囲気が良いので
- ・職場はそれほど嫌な思いをする事が少ない

○「どちらともいえない」と回答した方の満足度

- ・給与が上がってほしい
- ・働き方改革へ取り組んでいるが、代われる先生がいないので長時間保育になり、その他の仕事が滞る
- ・保護者が働くことばかり考えている
- ・上を見たらきりがないため

○「やや不満」と回答した方の満足度

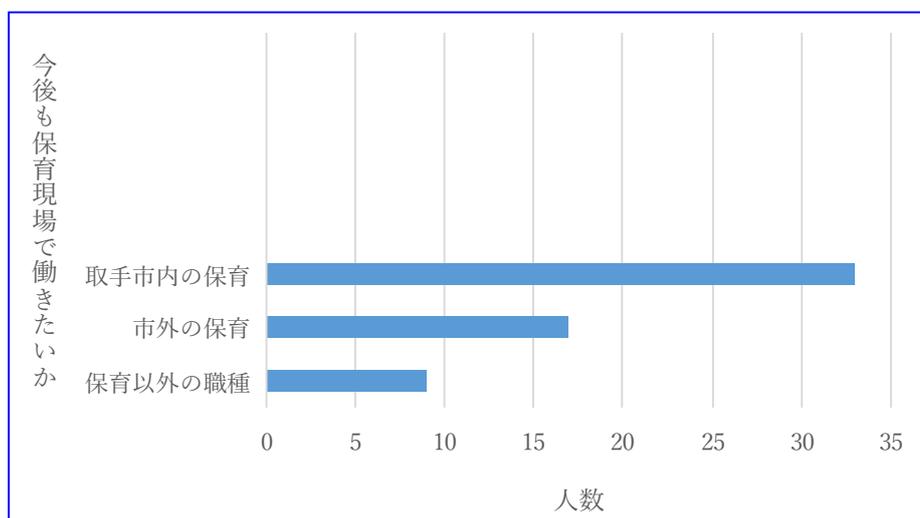
- ・お給料
- ・できる人ばかり動いて経験年数低い人が何もやらず、上司もそれについて改善しようとしな。なんでもパワハラにしようとする下の世代
- ・園の正職員達の職員間がそれぞれ、うまく意見交換できていない。
- ・負担が大きい。やりがいと天秤にかけ、気持ちで保っている。

○「不満」と回答した方の満足度

- ・育児をしながら働きやすい環境ではない。残業が当たり前すぎて定時で帰ることが帰りにくい社風。
- ・保護者もクレマーだし、給料も安すぎる

Q16 今後も保育士・保育教諭・幼稚園教諭・保育現場の職員として働きたいですか。

1. 今後も取手市で保育士・保育教諭・幼稚園教諭・保育現場の職員として働きたい
..... 33人(55.9%)
2. 今後は市外で保育士・保育教諭・幼稚園教諭・保育現場の職員として働きたい
..... 17人(28.8%)
3. 今後は保育士・保育教諭・幼稚園教諭・保育現場の職員以外の職種で働きたい
..... 9人(15.3%)



Q16-1 上記の選択肢を選んだ理由は何ですか。

○「1」と回答した方の理由

- ・通しやすい
- ・地元なので
- ・通勤時間が短いから。
- ・楽しい
- ・今勤めている園に満足しているから。
- ・法人の保育園が取手市にあるため
- ・職場が近い方が楽だから
- ・昔からお世話になってるので自分のできる限り恩返ししたいです。
- ・自宅から近いため。
- ・自宅から職場までの距離が近い方がいい
- ・通勤に時間がかからないから
- ・今の職場を辞めるつもりがないので
- ・家が近いから
- ・住んでいるのが取手市なので、なるべく家から近い方がいい

○「2」と回答した方の理由

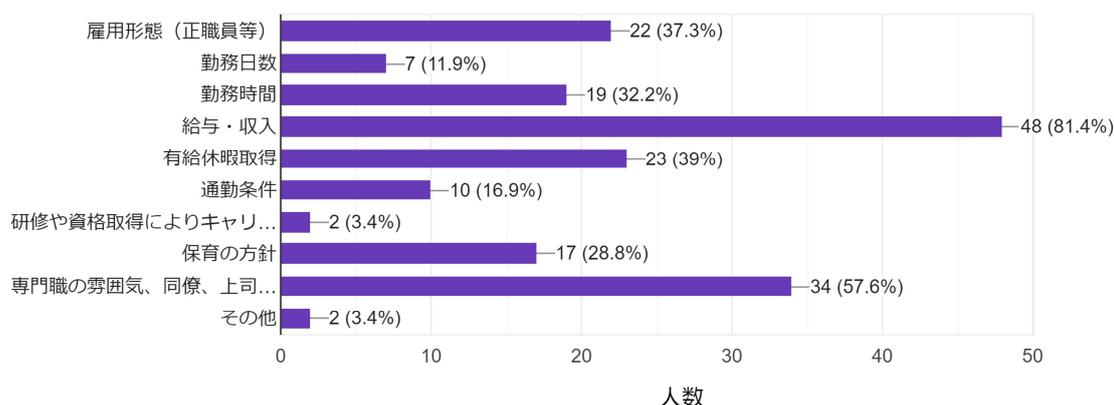
- ・給与と働きやすさ
- ・ほかの市のほうが給料が高いから。
- ・取手市は給料が安くほかでは給料とは別に手当が出るから
- ・取手市安すぎる、補助金が安すぎる
- ・ほかの市のように、手当があるのはうらやましい。
- ・地域によって格差があるのはおかしいと思います！
- ・子どもが大きくなるので同じ仕事なら収入が多い方が助かるから
- ・もう少し近くで働きたい
- ・取手市にこだわりはないため
- ・まもなくパートタイムになる年齢でもあり、給与や休暇取得のしやすさは選択要素としてのウエイトが大きいから。
- ・今の職場はとてもよいが、給料や手当の面で他の市に魅力を感じるため、考えてしまうことがある
- ・今の園はいいところですが、手当や給料次第でいい園があれば市外への転職も考えています
- ・仕事量に比べて給与が少ない
- ・賃金
- ・取手市よりもほかの市の方が、市からの手当でお給料が高いので。
- ・市外の方が基本給も手当も多いから

○「3」と回答した方の理由

- ・体力とストレスと賃金が割に合わなすぎるため
- ・労働対価収入だから
- ・家族を養うためには少なく貯金ができないため
- ・給料が安いから
- ・マスコミの扱いがひどい
- ・お給料面ですね...

Q17 保育士・保育教諭・幼稚園教諭・保育現場の職員として働くために、重視することは何ですか。

- ・雇用形態（正職員等）…………… 22人(37.3%)
- ・勤務日数…………… 7人(11.9%)
- ・勤務時間…………… 19人(32.2%)
- ・給与・収入…………… 48人(81.4%)
- ・有給休暇取得…………… 23人(39%)
- ・通勤条件…………… 10人(16.9%)
- ・研修や資格取得により
キャリアアップを目指せる職場…………… 2人(3.4%)
- ・保育の方針…………… 17人(28.8%)
- ・専門職の雰囲気、
同僚、上司との相性…………… 34人(57.6%)
- ・その他…………… 2人(3.4%)



Q17-1 上記の設問でその他を選んだ場合、その内容を回答ください。

- ・家庭があり家事や子育てをしながらの勤務に必要だから。
- ・人間関係が良好なのは重要です
- ・人間関係がよい職場でないと仕事に対する意欲向上が図れないため

Q18 市の保育行政に対しての要望・意見があればご記入ください。

- ・手当を施設全体にあげてほしいです。
- ・取手市手当をください。
- ・保護者の権利や保護者のためのサービスが優先されていると感じる。預けられている子どもの幸福や現場の保育士、施設にもう少し目を向けていただきたい。
- ・千葉県に人が流れている。人手不足に対して無策である。
- ・賃金が周り比べて安すぎるのはご存じなのではないでしょうか
- ・特になし。
- ・個別対応が必要なお子さんが増えている中で、職員も多めに配置されている。アレルギー対応も同様。
- ・手帳等がなくとも、その分の手当を市から出してもらえるとありがたい。保育にあたる職員の頑張りをもっと評価してもらいたい。
- ・手をかけてあげなければならない障がいがあるお子さん、アレルギーがあるお子さん

には、職員を1人配置しています。配置基準以上に配置している場合は、1人分当たりの補助を出していただきたい。

- ほかの市で出されている、給料とは別で出る手当を出してほしい。
- ほかの市町村みたいに取手市からも保育士に対して給与などの支援が出てほしい
- 公立の保育士は配慮されているのに、私立の保育士は給料が安すぎるし、市役所の配置も足りないと思う。もし、給料が上がったとしても現在の給料が高い公立も同じように上がるだけなので、私立は少ししか上がらない。私立をないがしろにしないでほしい。
- 行政が園にもう少し金銭面で援助していただかないと運営する園長も大変ですし、給料も上がらないので働き手も少なくなってしまうので金銭面での援助をお願いいたします
- ほかの市のように手当をつけてほしい！仕事内容と見合っていないと思います！
- 保護者の意見ばかりでなく、園の実態（人手不足、夏休みの家庭の協力）を公表したり、保育士を守る体制を行政にもお願いしたいです。命を預かる仕事がどれだけ大変か、皆さんに知っていただきたいです。保育士は楽をしようとしているではありません。子どもたちのためによりよい保育をしたいと心から願っています。市によっては夏休みなどの家庭保育をお願いし保育士の有給を取れるように呼び掛けている市もあるようです。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 時給を上げるのは各園によって違い難しいと思うので、特別手当を上げてください。上げていただければモチベーションも上がりますし頑張れます。給料と保育の仕事内容が合っていないと思います。改善すれば取手市を離れる保育士が減ると思います。よろしくをお願いいたします。
- 他県のようにどの園でも手当が充実するとよい
- 子育てに支援をいただくのはとてもありがたいですが、預かる私たちにも支援をしていただけると助かります
- 給料を上げてほしい
- パートの給料が安すぎます。私立も、公立保育園の給料が上がればそれに倣うと思うので、お願いしたいです
- 給料安くて辛い、上げてほしい
- 園での給料が安いので、処遇で補って最低でも手取り25万以上になるようにしてほしい。そうでないと保育士のなり手が居なくなると思う。まして、物価が上がっているのに
- ほかの地域には独自の手当があり、魅力を感じる。給料プラス手当があればいいなと思うので取手市も考えてほしい
- パート職員としては14年になります。時給で見ると多少上がっていますがまだまだ低い方です。14年もやっていて、正職員と同等の仕事内容なため、市の方でパート職員の時給補助を考えていただきたいです。
- 今後も保育現場に寄り添った対応をお願いいたします。
- 現場に保育教諭が集まるように、ぜひ賃金の底上げを。少なくとも近隣の市、県と遜色ないようにお願いしたい。
- 他の市のように給料や手当を充実させてほしい。人も集まらない。
- 保育の実情を知ってもらい、働きやすい環境にしてもらえれば... と思います
- 子どもを命を預かりどの園の職員も一生懸命向き合っていると思う中で、ほかの市は手当が手厚く付いてくるので取手市にももっと導入してほしいですし、給料も上げてほしいです。

- 手当を増やしてほしい
- 取手市勤務ですが、このままだと、市外の幼稚園とのお給料に差がありすぎて、取手市で就職しようとする人が居なくなると実感しています。どうか取手市でもほかの市のように早急に手当ををお願いいたします。
- 子どもたちの保育もどんどん難しくなっているし、職場の人間関係も難しいところが多いし、さらに給料も低いとなると、本当にこの仕事は若い人にとってどんどん需要がなくなっています。保育士・幼稚園教諭になる人がこれからもっと減ります。手当を増やし、給料をもっと上げてください。

令和7年3月18日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

建設経済常任委員会

委員長 海東 一 弘

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和6年度第2回市民との意見交換会における意見・要望及び戸頭中学校3学年との協働事業で可決された議案に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和7年1月27日、2月19日、3月10日
- 3 意 見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和7年1月18日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（議会からの回答）
1	<p>取手駅前開発について</p> <p>1 取手駅前複合公共施設</p> <p>(1) 複合公共施設設置の検討経緯について聞きたい。</p> <p>(2) 施設設計の段階で利用者会議などを持ってはどうか。</p> <p>(3) どのようなポリシーで図書館を造るのか。</p> <p>(4) 図書館の駐車場は有料になるのか。</p> <p>2 西口開発</p> <p>(1) このままでいいのか。抜けている地権者もいる。</p> <p>(2) マンション等の規模を縮小しては。</p> <p>(3) 事業協力者などに事業内容を丁寧に質疑しては。</p> <p>3 西口駅前交通広場について再考すべき</p> <p>(1) 一般車両駐車場所が狭い。始発や終点の取手駅事情を全く考慮していない。これで駅前図書館ができたらさらに駅前混雑するのではと懸念。</p> <p>4 西口A街区に飲食店が減少してきている。市がトップ</p>	<p>1</p> <p>(1) 取手駅西口A街区の公共施設整備につきましては、平成28年度に地権者の方から要望書が提出されたことを契機として検討作業が開始され、取手駅周辺再生本部や下部機関であるワーキングチームなどにおきまして、継続して検討作業が進められてきた経緯があります。</p> <p>図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備するとの方針につきましては、令和6年2月に開催された取手駅周辺再生本部において方針案が決定され、市長決裁により正式な方針として決定がなされました。そして、令和6年3月定例会前の議員全員協議会におきまして、整備方針が公表されました。</p> <p>その後、整備方針を補うような形で、複合公共施設の「基本構想」の策定作業が進められ、基本構想案につきましては、令和6年12月1日から令和7年1月10日までの期間パブリックコメントが実施され、17名の方からご意見が寄せられました。</p> <p>令和7年2月14日の議員全員協議会におきまして執行機関から報告があり、A街区における再開発事業の都市計画決定手続につきましては、再開発事業の施行予定区域が変更となる可能性があるとのことから、準備組合からの依頼があり、現在手続を停止しているという状況とのことです。</p> <p>複合公共施設の整備につきましては、再開発事業全体の施設規模や施設配置などの事業計画と密接に関係しており、再開発事業全体の事業計画が変更になれば、それと連動して複合公共施設の基本構想案の内容が変更になる可能性があるとのことです。そのため、都市計画決定手続を停止している状況と歩調を合わせる形で、複合公共施設の基本構想につきましても、現在、策定作業を一旦停止されているとのことです。</p> <p>(2) 基本構想の次のステップとなる複合公共施設の「基本計画」の策定プロセスにつきましては、図書館ボランティアの方々など、実際に図書館運営のために熱心な活動をされている皆様のご意見を伺い、意見交換などを行うことを検討していきたいと考えているとのことです。</p> <p>また、執行機関では、広く市民の皆様のご意見を聴取し、計画内容に反映させていきたいと考えているとのことです。そのための具体的な手法や実施時期などにつきましては、今後検討されるとのことです。例えば、市民アンケートや住民説明会、ワークショップの実施などの手法が考えられるとのことです。</p>

	<p>セールスマンとなっている いろなお店を誘致してもら いたい。</p>	<p>このように、市では、公共施設の設計を行うよりも早い段階の基本計画の策定段階におきま して、図書館利用者の方や図書館運営のためにご尽力いただいている方をはじめとした市民の 皆さんのご意見を幅広く聴取されることが予定されています。</p> <p>(3) 駅前に図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備することにより、駅周辺地区へ の来街者数が増加し、駅周辺地区の活性化やにぎわい創出効果につながることを期待できま す。また、波及効果により、既存の大型商業施設への来店者や既存の公共施設の利用者数の増 加なども見込まれます。他市においても、駅前に図書館を整備することにより、駅周辺地区の 活性化につながっている事例が数多く存在しております。</p> <p>駅周辺地区には生涯学習支援機能や市民交流・活動機能が不足しており、既存公共施設の利用 状況として、図書館や公民館を利用している市民が多いという実態が見られることから、駅 前には、図書館機能と、公民館に類似した市民が交流・活動できる機能を有する複合的な公共 施設を整備することが有効であると考えられます。こうしたことから、A街区には、既存の取 手図書館の機能や規模を拡充して移転する形で、図書館機能と、市民が交流・活動できる機能 を有する複合的な公共施設を整備する方針とされました。</p> <p>また、図書館は社会教育施設であり、図書館法において、図書館は図書などの必要な資料を 収集・整理・保存し、一般公衆の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資する ことを目的とし、国民の教育と文化の発展に寄与するための施設とされています。取手図書館 を駅前に移転し、図書館の規模や機能を拡充することにより、社会教育施設としての市民の教 育と文化の発展に寄与する役割や「知る権利」に資する役割がより一層充実・強化されること となると考えているとのことです。</p> <p>(4) 複合公共施設の来館者用の駐車場につきましては、A街区内に整備を検討されています が、スペースに制約があるため、来館者の全ての駐車需要を充足する台数を確保することは難 しいと考えているとのことです。そこで、A街区周辺に位置する民間駐車場と連携することが 検討されており、車で来館される方も安心して来館できるようにしたいと考えているとのこと です。</p> <p>また、駐車料金につきましては、現時点では未定のようなのですが、他市事例などを調査研究し ながら今後検討を行い、施設利用者の方々に過大な負担が生じないような方策を講じていき たいと考えているとのことです。</p> <p>2</p> <p>(1) 及び (2) A街区における再開発事業につきましては、地権者の方々が主体となって準 備組合を結成し、事業化に向けて準備作業を自主的に進めているものです。組合施行の再開発</p>
--	---	---

		<p>事業は、地権者の方々自身の有効な土地利用を促進したいという意向に基づき、地権者の方々が自ら県の認可を得て再開発組合を設立して実施するものです。</p> <p>こうしたことから、再開発事業への参加意向は個々の地権者の方々において判断するものであり、再開発事業の施行区域、建築物の配置や規模といった施設計画などにつきましては、地権者の方々の意向を受けて準備組合において決定していくものです。</p> <p>市では準備組合に対して様々な助言や援助などを行っており、地権者様に対して再開発事業参加のメリットを説明することや、施設計画案や収支計画案の作成などに対する助言・援助を積極的に行っているとのことですが、再開発事業の施行区域や建築物の規模などにつきましては、最終的には準備組合において決定することであるため、市では、準備組合の判断・決定を尊重していきたいと考えているとのことです。</p> <p>(3) 市では、再開発事業の実現化に向けて、準備組合や事業協力者の方々に対して日常的に様々な助言や援助を行っているとのこと。そのため、事業協力者が施設計画案や収支計画案などの検討・立案作業を行う場合はもちろんのこと、それに加えて、例えば準備組合の総会や理事会の資料の作成などの際におきましても、市でその内容を精査・チェックした上で、行政の立場からの助言・指摘・技術的援助・行政指導等を行い、事業協力者と協働して再開発事業の実現化に向けて尽力しているとのこと。</p> <p>3</p> <p>(1) 取手駅西口交通広場は、3方向からの車両の流入・流出がある特殊な形状の中に、バス停、タクシー乗降場や優先乗降場、エレベーターや歩行者用通路が設けられています。ただ、交通広場のキャパシティの限界から、一般車の乗降場は最大5台程度という状況です。</p> <p>この状況について委員会で調査しましたが、執行機関としては、この一般車乗降場については待つための場所ではなく、乗る・降りるためだけのキスアンドライドスペースとして利用していただくよう、今後も継続して周知していくとのこと。具体的には、「30分無料となるウェルネスプラザ駐車場で待機し、連絡を取っていただいてから送迎場所へ」という利用方法を周知していくとのことでした。</p> <p>また、先日、一般車乗降場にスムーズに車が進入できるよう隅切りの拡幅を行い、一般車乗降場が集中して利用する際に車が滞留しないよう新たに施工したとのこと。</p> <p>今後も引き続き利用方法の周知や現地での対策を講じていきたいと考えているとのことでしたが、朝夕のラッシュ時を中心に市民の皆様が多く利用する場であり、周知や対策をどのように講じていくか、議会として注視してまいります。</p> <p>4 頂いたご要望について執行機関に調査したところ、A街区での再開発事業によって整備され</p>
--	--	---

	<p>る建築物内に使い勝手のよい魅力的な公共施設を整備することで駅前を訪れる人の数が増加すれば、必然的に周辺の飲食店や物販店を利用する人も増え、大きな経済波及効果が期待できると考えているとのことでした。来街者数が増加することで店舗の利益がアップすれば、雇用の増加などの効果も想定でき、飲食店など新規店舗の出店増加などの効果も期待できると考えているとのことでした。</p> <p>そして、こうした効果で来街者の数が増加し、新たな経済的な好循環のサイクルを市で創出できれば、市民や商業事業者だけでなく市にとっても大きなメリットがあり、全ての当事者・関係者にとってウィン・ウィンの関係が構築可能となるのではないかと想定しているとのことでした。</p> <p>こうした観点から、市としては、A街区における再開発事業を実現化した上で、魅力と利便性とを兼ね備えた、先進的で集客力を見込むことが期待できる新たな市のランドマークとなるような複合公共施設をしっかりと整備していくことが肝要であると考えているとのことであり、議会としても、取手駅前のにぎわい創出にも大きく関係するこの事業について注視し、そして継続して調査してまいります。</p>
--	--

<p>2</p>	<p>桑原開発</p> <p>1 本当にできるのか。(戸頭にロピアができる。同じような店舗が桑原にできたらイオンはいらぬのでは。)</p> <p>2 地権者は西口よりも多いがまとまらないときの責任は。</p> <p>3 西口桑原開発ともに現実性を見据えて調査していくべきでは。</p>	<p>1 桑原開発につきましては、土地区画整理事業により新市街地を創出し、大規模な商業・業務施設を核とした魅力あるまちづくりを目指すものです。具体的な商業施設計画についてはまだ示されておりませんが、事業協力者からは、単なる商業にとどまらない、その時代の最新のサービスを提供する施設展開を行いたいと伺っています。</p> <p>2 当事業は、平成19年度に地元地権者から市議会に提出・採択された請願を契機に具体的な検討が開始された、地権者発意の事業です。現在は、地元地権者の方々に組織された準備組合が主体となって地権者合意形成を進めており、市は技術的・財政的な支援をする立場で取り組んでいます。令和6年12月に準備組合が行った意向調査においても、具体的な土地利用の方法については検討中の方も若干おりましたが、大多数の地権者の方々から事業参画意向を確認しており、市としても、円滑な地権者合意形成が図られるよう、しっかりと支援していくとのことです。</p> <p>3 執行機関に調査したところ、桑原地区における土地区画整理事業の検討においては、現実性・事業性の確度が重要であると認識しており、その対策の一つとして、事業検討の初期段階から民間企業が事業協力者として参画していることにより、土地利用計画の立案や関係機関協議、地権者合意形成に対し、技術的な支援をいただいているとのことです。また、準備組合が土地区画整理の専門コンサルタントに業務委託を行い、各種設計や収支計画案の立案を行っているとのことです。西口A街区における再開発事業につきましては、準備組合におきまして実現化に向けた作業を行っているところですが、デベロッパー及びゼネコンが事業協力者となっており、また準備組合が再開発コンサルタントに業務委託を行い、事業計画などの検討を行っているとのことです。こうした企業の専門的な知見の下、駅前不動産の需要、不動産の取引相場、建築工事コストの推移といった様々な要素を想定して施設計画案や収支計画案の立案を行っているとのことです。このように、準備組合における事業計画などの検討作業におきましては、市の現状を踏まえた上で実現可能性が高い計画の立案を行っているとのことです。</p>
----------	--	--

<p>3</p>	<p>ごみ問題について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの減量化に取り組んでほしい。 2 ごみモニターの結果はいつ公表されるのか。 3 以前取手市にあったごみリサイクル施設設置希望。 4 ごみ問題に関して、金属片などを取り出してリサイクルできるような施設を造ってほしい。 5 ごみ置き場設置基準に満たない小規模集合住宅に対してのごみ置き場設置条例改正希望。 6 ごみ置き場はどこなのかと問合せが多数ある。ごみ出しルールを順守しない住民もいる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ減量化の取組は、持続可能な社会実現のために非常に重要な課題です。市では、これまでに生ごみ処理等の購入補助金、常総環境センターの見学会や市民向けの講演会の開催などを行い、ごみ減量化に向けた周知啓発活動等を行ってきました。令和7年度には取手市一般廃棄物処理計画の改定を行います。具体的なごみ減量の取組として、燃やすしかないゴミの減量促進、プラ容器の排出量抑制、周知啓発の強化を行っていくとのことです。 2 ごみモニター調査は、ごみ減量の意識向上、今後のごみ減量、プラ容器の回収頻度の見直し、分別意識の向上などに向けた施策の基礎資料とすることなどを目的として、応募された231世帯を対象に、令和5年8月1日から令和6年7月31日の1年間、家庭ごみの排出実態調査を実施されました。排出実態調査結果については、4半期ごとに市のホームページに公表されてきました。1年間の調査結果の報告については、今後のごみ減量の取組も含め、令和7年2月に市ホームページで公表されています。 3 取手市内に設置してあるリサイクル堆肥化施設では、常総環境センターの委託事業としてNPO 緑の会が生ごみの堆肥化事業を行っております。 4 一般家庭から出る金属片は、不燃ごみとして常総環境センターに搬入しており、手選別により金属類とプラスチック類に分けられています。分けられた金属類は、常総環境センターから金属類をリサイクルする事業者へ搬出しており、新たなリサイクル施設の設置予定はございません。 5 ごみ集積所の設置については、「取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」及び同施行規則に基づき実施しております。具体的には、8戸以上の一団の住宅及び集合住宅を建設する場合は、取手市の条例によりごみ集積所の設置義務が生じ、8戸未満の小規模集合住宅を建設する場合は、事務取扱要綱に基づき、ごみ集積所の設置又は既存のごみ集積所の共同利用について市と協議することとなっております。市では、基本的には8戸未満の小規模集合住宅についても、新規で集積所の設置を行うよう指導しているところです。新規設置が難しい場合は、近くのごみ集積所の管理者と協議するよう指導していくとのことです。 6 ごみ集積所の位置が分からない場合は、市環境対策課までお問い合わせいただければ近く集積所をご案内するとのことです。また、ごみ集積所については、基本的に集積所を利用する方々で管理することとなっております。なお、ごみ出しのルールを遵守しない市民については、注意喚起看板の提供、また出前講座によるごみ出しのルールなどの周知啓発を行っております。注意看板の提供及び出前講座を希望される場合は、市環境対策課までご相談ください。
----------	--	--

<p>4</p>	<p>西一丁目について</p> <p>1 スーパー堤防やポンプ室の管轄はどこなのか。ポンプ室前のスーパー堤防の高さが低いのが懸念。また、昨年大雨時に下水道マンホールが飛んでいる。</p> <p>2 西二丁目のように早急に道路改修求める。スクールバスが朝夕頻繁に通るが、元来バスが通るような道路ではないため傷みが激しい。都度応急処置されるも、すぐに崩れてしまう。歩道も狭い。家が揺れる。</p> <p>3 上記スクールバス路線変更希望。</p>	<p>1 利根川の堤防については国土交通省利根川上流河川事務所、古戸排水機場（ポンプ室）については市が所管となっております。周りと比較一部低くなっている古戸排水機場付近の堤防高については、今後、利根川上流河川事務所において築堤工事を行い、上下流側と同じ堤防高になる予定となっております。なお、この堤防はスーパー堤防（高規格）ではありません。</p> <p>また、昨年大雨時に下水道マンホール蓋が飛んでいたという件については、令和6年中にはそのような事象はないとのことでした。</p> <p>2 西一丁目の市道1-2581号線については、ご指摘のとおりスクールバス等の往来が多いため、舗装の劣化が激しく、過去にも振動改善のご要望を頂いた路線です。振動対策工事として平成27年度から令和元年度の5年間で約800メートルの地盤改良工事を実施した経緯がございます。振動の原因については、舗装の経年劣化による破損・クラック等（ひび割れ等）様々な要因が考えられます。今後も現場状況を注視するとともに、必要に応じて速やかな補修対応を求めています。</p> <p>3 西一丁目の住宅街を通る路線バスにつきましては、通学ばかりでなくバス停周辺地域の住民の貴重な交通手段となっております。当該路線の運行ルートに関しましては、ふれあい道路を通り学校付近で停車する経路の場合、学校の敷地内やその付近でバスが転回できるスペースがなく、シャトルバスのような運用ができなくなることから、バスの転回が可能な既存の江戸川学園バス停を利用する運行ルートとしているところです。</p> <p>執行機関に調査したところ、同路線につきましては、以前にも同様のご意見を頂いており、周辺にお住まいの皆様のご負担とならないよう、バスの運行には細心の注意を払う必要があると認識していることから、周辺環境への配慮を要請しており、改めてバス事業者に対し走行音や振動の発生を最大限抑える運転を徹底するよう要請していくとのことでした。</p>
----------	---	--

【建設経済常任委員会】令和6年度戸頭中3年生との協働事業（課題事項・提案事項）

	中学生からの課題事項・提案事項	調査報告及び検討事項
1	<p>【安全党の提案】</p> <p>○課題事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシが多い <p>○提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなでイノシシから身を守る意識を高める。対策を知る。 ・イノシシが少ない（増えてきた）時期を狙って始め、効果が出るまで継続する。 ・イノシシが出没している地域が多いところを調べ、マップ化する。あとはポスターを設置する。 <p>○実施できた場合の変化や効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が幸せになるし、毎日イノシシに怯えなくて済む。 	<p>市では、有害鳥獣による生活環境や生態系に対する被害を防止するため、「取手市有害鳥獣捕獲許可事務等実施要綱」に基づき、イノシシ等の対象鳥獣への対策を講じております。市内でのイノシシ目撃件数は、令和5年度の82件に対して、令和6年度は12月末時点で118件の目撃情報が寄せられており、利根川河川敷付近を中心に市内の広い範囲で出没が確認されています。</p> <p>市民からイノシシに関する目撃情報の提供があった際には、猟友会や警察と連携し、追い払いやパトロール、わなによる捕獲を行い市民の安全確保に努めています。また、ホームページでは目撃場所や日時を公開し、さらには公立・私立を問わず市内の教育施設に対してもメルマガ等を活用し、各関係課と連携しながら広く注意喚起を行っており、イノシシを見かけたときの注意点や寄せ付けないための対策についても掲載しております。</p> <p>提案事項のイノシシが出没する箇所のマップ化及びポスターの設置についてですが、現在、市民からの情報提供をもとに頻繁にイノシシが出没している箇所を示したマップを作成しているところであり、令和7年3月にホームページに掲載し、周知する予定とのことです。また、ポスター設置については、イノシシが頻繁に出没する利根川河川敷沿いを中心に、市や国土交通省で注意喚起の看板を設置し、通行人に対し注意を呼びかけています。</p> <p>今後も、イノシシをはじめとする有害鳥獣による被害を防止するため、関係機関と協力しながら対応を進めていくとのことでした。</p>

<p>2</p>	<p>【取手市ふるさ党の提案】</p> <p>○課題事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊べる場所が減っている。→公園の遊具が少なくなっている。 ・ふるさと納税の種類が少ない。→納税を増やし、子ども連れが住みやすい環境づくりに役立てる。 <p>○提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園に子どもの遊具を増やし、隣に大人用のストレッチできるものを一緒に置く。 ・遊具のための資金はふるさと納税から得て返礼品のバリエーションを増やす。 <p>○実施できた場合の変化や効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康意識が上がり、活気のある市になる。 ・ふるさと納税により、市の資金が増えるのでいろいろなことに使える。 	<p>市内の公園は、現在、「取手市都市公園施設長寿命化計画」に基づいて、老朽化した遊具・施設等の更新や修繕を実施しています。</p> <p>今後も、今回の提案事項を参考に、少子高齢化や社会構造の変化に対応し、公園利用者のニーズを踏まえながら、遊具等も含め幅広い年代の利用者に合った魅力ある公園づくりに努めていくとのことでした。</p> <p>また、返礼品のバリエーションを増やすとのことご提案については、現在、広報とりでやホームページ等を通じて事業者を公募しているほか、事業者訪問を行って新たな返礼品の追加に注力しています。</p> <p>特に、令和6年度からは茨城県共通返礼品の活用も積極的に進めており、返礼品の選択肢を広げ納税額を増額できるよう取り組んでいます。</p> <p>今後も、今回のご提案に答えられるよう、ふるさと納税に力を入れて財源確保に取り組み、遊具等の増設に役立てることで、市民の健康意識が高まり、また子どもが遊べる場所の維持・充実が図れるよう努めていくことを確認しました。</p>
----------	--	---

令和7年3月18日

取手市議会議長
岩澤 信 様

議会運営委員会
委員長 赤羽 直 一

閉会中の所管事項調査について

本委員会は、下記により所管事項について調査することにしたから、会議規則第105条第1項及び第2項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2 目的

所管する事項の調査を行い、議会運営の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和8年第1回定例会まで

令和7年3月6日

取手市議会議長
岩澤 信 様

総務文教常任委員会
委員長 鈴木 三 男

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 総務部の所管に関する事項
- (2) 政策推進部の所管に関する事項
- (3) 財政部の所管に関する事項
- (4) 教育委員会の所管に関する事項
- (5) 消防本部の所管に関する事項
- (6) 所管の予算の執行状況について
- (7) 他の委員会の所管に属さない事項

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和8年第1回定例会まで

令和7年3月7日

取手市議会議長
岩澤 信 様

福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真澄

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 高齢福祉に関する事項
- (3) 介護保険に関する事項
- (4) 障害福祉に関する事項
- (5) 保健推進に関する事項
- (6) 健康づくりに関する事項
- (7) 国民健康保険に関する事項
- (8) 後期高齢者医療に関する事項
- (9) 国民年金に関する事項
- (10) 児童福祉に関する事項
- (11) 子育て支援に関する事項
- (12) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和8年第1回定例会まで

令和7年3月10日

取手市議会議長
岩澤 信 様

建設経済常任委員会
委員長 海東 一 弘

閉会中の所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することにしたから、会議規則第105条第1項の規定により通知します。

記

1 事項

- (1) まちづくり振興部の所管に関する事項
- (2) 建設部の所管に関する事項
- (3) 都市整備部の所管に関する事項
- (4) 農業委員会の所管に関する事項
- (5) 所管の予算の執行状況について

2 目的

所管する事務の調査を行い、事務に関する理解を深め、市政の向上を図るため。

3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

4 期間

令和8年第1回定例会まで